



ディスクロージャー誌

2008

ソニー損害保険株式会社

この違いが、保険を変えていく。
FEEL THE Difference

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として
新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの
実現に貢献していきます。

会社概要

社名(英文社名)	ソニー損害保険株式会社(Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	山本 真一
設立年月日	1998年6月10日(ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
電話番号	03-5744-0300(代表)
資本金	200億円
株主	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(持株比率100%)
事業内容	損害保険業

ごあいさつ	2
スローガン	3
2007年度(2008年3月期)の業績	4
トピックス	9
“ Feel the Difference ”実現に向けた取組み	
お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて	10
お客様にわかりやすくお伝えするために	11
お客様の声を業務に活かすために	13
環境保全活動 / 社会貢献活動	16
ソニーフィナンシャルホールディングスグループについて	17
取扱商品	18
ご契約者向けサービス	20
保険金お支払いまでの流れ	21
保険金お支払いまでのサービス	22
契約のお申込み	24
販売・勧誘方針	26
お客様情報のお取扱いに関して	27
コーポレートガバナンス / 内部統制	29
コンプライアンス	30
リスク管理	32
データ編	35

本冊子は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。ソニー損保についてご理解いただくうえで、少しでもお役に立てていただければ幸いです。

ごあいさつ

2007年度は、自動車保険を中心に保有契約件数が順調に伸び、自動車保険と医療保険の合計で100万件を突破しました。正味収入保険料は前年度から9.0%増え550億円となり、これに資産運用収益等を加えた経常収益は9.1%増の556億円となりました。経常収益の増加に加え、保険金支払いの額が安定的に推移したこともあり、システム関連費用増加により事業費効率が低下したもの、経常利益は前年度より37.8%増え28億円、当期純利益は36.7%増の21億円となりました。また、2008年3月末のソルベンシー・マージン比率は1073.9%となり、引き続き十分な財務的健全性を確保しました。

このように、2007年度は対前年度增收増益となり、過去最高の財務的成果をあげた年度となりました。

ソニー損保では、“Feel the Difference”のスローガンのもと、お客様にとって価値ある違いを感じていただけるよう、継続的に商品やサービスの強化に取組んでいます。2007年度は、ガン重点医療保険SURE シュア の商品改定を行い、満60歳以降について保険料負担を軽減しつつ保障を手厚くすることで、長生きリスクに備えられるよう商品力の強化を図りました。また、自動車保険の損害サービスにおいては、2006年10月に開始したお約束サービス(*1)に「即日安心365」サービスを追加し、サービスレベルの一層の充実を図りました。このようなお客様にとって価値ある違いを創造するためには、お客様とともに



に歩む姿勢が大切と考え、従来からウェブサイト上に「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」を設け、違いを創造する取組みについて紹介してまいりました。こうした姿勢の一環として、2007年度には、お客様の声対応推進部を設置し、お客様の声を商品やサービスの改善に反映する態勢を一層強化いたしました。

また、2007年度は持株会社のソニーフィナンシャルホールディングス(株)が東証第一部に上場するという歴史に残る年でもありました。このことは、当社においても、市場で評価されるよう企業価値の向上をめざす経営を一層強化することになる大きな一歩であると考えております。ダイレクト保険市場は今後も拡大していくものと確信しておりますが、当社も引き続き、サービスやマーケティングの強化、業務の効率化、組織基盤強化に取組み、競争力を一層強め、ダイレクト保険会社のリーディング・カンパニーとして、さらに成長をしてまいりたいと思います。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 **山本真一**

(*1)「お約束サービス」とは、事故対応サービスの具体的な内容やサービス提供までの時間を、広告やウェブサイトなどを通じて事前にお客様にお約束するものです。
「お約束サービス」としている「事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡」および「即日安心365」サービスについては、22ページをご参照ください。

[スローガン]

ソニー損保のスローガンは『“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～』です。
お客様にとって価値ある「違い=Difference」をビジネスのあらゆる領域において創造し、
お客様に提供していくという私たちの意思を表しています。

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。
他の保険会社にはない、先進的な「違い」。
お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。
これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、
私たちは次の5つを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

“Feel the Difference”実現に向けた取組みについては10～15ページをご参照ください。

2007年度(2008年3月期)の業績

過去5年間の代表的な経営指標の推移は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項目	年度	2003	2004	2005	2006	2007
正味収入保険料		30,785	37,849	45,278	50,467	55,001
正味損害率		49.1%	51.9%	52.3%	53.6%	53.5%
正味事業費率		40.4%	34.6%	30.3%	26.3%	26.7%
コンバインド・レシオ		89.6%	86.5%	82.5%	79.9%	80.3%
保険引受利益(損失)		△ 2,129	△ 3,048	△ 1,108	1,610	2,277
経常利益(損失)		△ 1,941	△ 2,806	△ 764	2,044	2,817
当期純利益(損失)		△ 1,330	△ 1,981	△ 441	1,598	2,185
ソルベンシー・マージン比率		1,383.5%	1,095.2%	976.1%	1,009.7%	1,073.9%
総資産額		40,121	46,685	56,103	67,468	78,645
純資産額		14,061	12,086	11,709	13,320	15,385
その他有価証券評価差額		22	33	134	153	△ 23
リスク管理債権		—	—	—	—	—

正味収入保険料

順調に業績を伸ばしています。

主力商品である自動車保険、ガン重点医療保険とともに保有契約件数が着実に増加したことにより、2006年度より9.0%増の55,001百万円となりました。



[正味収入保険料]

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。

なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るために、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことです。他の保険会社から保険契約上の責任を引受けた受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険があります。

$$\text{正味収入保険料} = \text{元受正味保険料} + \text{受再正味保険料} - \text{出再正味保険料}$$



保有契約件数は正味収入保険料の98%を占める自動車保険およびガン重点医療保険の合算数値です。

正味損害率

2006年度より0.1ポイント改善しました。

主力商品である自動車保険の正味損害率が低下したことから、2007年度全体の正味損害率は2006年度より0.1ポイント改善し、53.5%となりました。

[正味損害率]

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。

正味損害率(%) = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100



正味事業費率

2006年度より0.4ポイント上昇しました。

業務の効率化を進める一方で、システム関連費用が増加したことなどにより、正味事業費率は2006年度より0.4ポイント上昇し、26.7%となりました。

[正味事業費率]

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

正味事業費率(%) = (保険引受けに係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料 × 100



コンバインド・レシオ

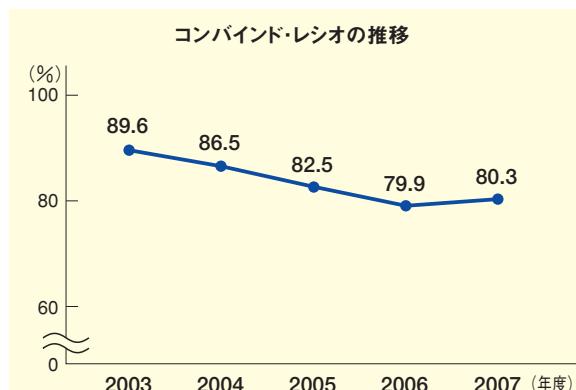
高い収益力を確保しています。

2007年度のコンバインド・レシオは、正味事業費率の上昇により、2006年度より0.4ポイント上昇し80.3%となりましたが、引き続き、高い収益力を確保しています。

[コンバインド・レシオ]

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

コンバインド・レシオ(%) = 正味損害率(%) + 正味事業費率(%)



2007年度(2008年3月期)の業績

保険引受利益

2006年度より41.4%増加しました。

正味収入保険料の増加に加え、正味損害率が前年度より改善したことなどにより、2006年度より41.4%増の2,277百万円となりました。

[保険引受利益(保険引受損失)]

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額など)を加減したものです。

保険引受利益(損失) = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支



経常利益

2006年度より37.8%増加しました。

2006年度より37.8%増の2,817百万円となりました。主に保険引受利益の増加によるものです。

[経常利益(経常損失)]

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。



当期純利益

2006年度より36.7%増加しました。

2006年度より36.7%増の2,185百万円となりました。2006年度の黒字化達成後も順調に伸展しています。

[当期純利益(当期純損失)]

経常利益(経常損失)に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。



ソルベンシー・マージン比率

十分な支払能力を確保しています。

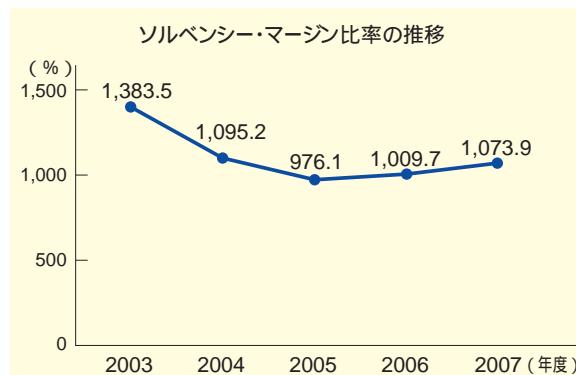
ソルベンシー・マージン比率は、2007年3月末時点より64.2ポイント増加して、2008年3月末時点では1,073.9%となり、十分な支払能力を保持しています。

[ソルベンシー・マージン比率]

損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金などを積立てていますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、保険金の支払いに万全を期すために十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険(リスク)に対する保険会社の支払能力の状況を示すものがソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標の一つとされています。通常、200%以上あれば、保険金等の支払能力に問題はないと言われています。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額(資本金・準備金等の支払余力(*1))}}{\text{リスクの合計額(通常の予測を超える危険(*2))} \times 1/2} \times 100$$

(*1)「資本金・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額をいいます。



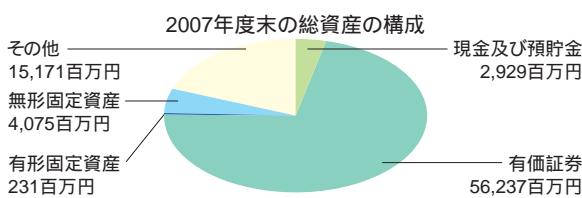
注)上記の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

項目	年度	2003	2004	2005	2006	2007
ソルベンシー・マージン総額(億円)	166	158	169	201	239	
リスクの合計額(億円)	24	28	34	39	44	
ソルベンシー・マージン比率(%)	1,383.5	1,095.2	976.1	1,009.7	1,073.9	

(*2)「通常の予測を超える危険」とは、保険事故の発生率が通常の予測を超える、実際の運用利回りが保険料算出時に予定していた利回りを下回る、保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動する、業務の運営上の危険が通常の予測を超える、通常の予測を超える巨大災害が発生する、などのリスクをいいます。

総資産額

2007年度の総資産額は、2006年度より16.6%増の78,645百万円となり総資産のうち運用資産は59,368百万円となりました。資産運用にあたっては、安全性、流動性に留意しつつ、安定的な収益の確保に努めています。



[総資産額]

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。



当社では、サブプライムローンを組込んだ金融派生商品等の取引や、証券化商品の保有はありません。

2007年度(2008年3月期)の業績

純資産額

2007年度の純資産額は、2006年度より15.5%増の15,385百万円となりました。

[純資産額]

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。



その他有価証券評価差額

2006年度より176百万円減少し 23百万円となりました。

[その他有価証券評価差額]

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つに分類します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことです。 「その他有価証券」は貸借対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額(評価差額)は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除したうえで「純資産の部」に直接計上されます。

不良債権の状況

「リスク管理債権」「債務者区分に基づいて区分された債権」とともに該当する債権はありません。

[リスク管理債権]

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する(返済状況が正常ではない)債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

[債務者区分に基づいて区分された債権]

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

トピックス (2007年4月~2008年5月)

商品

2007年8月

ガン重点医療保険SURE シュア の商品改定

将来の長生きリスクに賢く備えられる「SUREスマートフィット」を新設する商品改定を2007年11月1日付で行い、2007年8月から販売を開始しました(*1)。「SUREスマートフィット」は満59歳までと比べて満60歳以降は、月々お支払いいただく保険料が半額になる一方、ガン以外の病気・ケガでの1回の入院につき保険金をお受取りいただける限度日数が2倍に延長されます(*2)。また、すべてのタイプ・プランに手続き不要で「骨髄ドナーサポート特約」を導入し、社会的にも意義ある商品への進化を図りました。

(*1)商品の詳細は、18・19ページをご参照ください。

(*2)ガンによる入院の場合は、従来から、年齢や商品タイプにかかわらず「日帰り入院」から「支払日数無制限」で入院保険金をお支払いしています。

事故解決サービス

2007年10月

「即日安心365」サービスの提供開始

自動車保険では曜日を問わず、事故受付が完了した当日中の初期対応と対応結果のお客様へのご報告をお約束する「即日安心365」サービス(*1)をお約束サービス(*2)に追加しました。従来から提供しているお約束サービス「事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡」とあわせて実施することで、お客様の事故後の不安の早期解消を目指したものです。また、これらのお約束サービスの履行状況は定期的にウェブサイトで公表しています。

(*1)サービスの詳細は、22・23ページをご参照ください。

(*2)「お約束サービス」とは、事故対応サービスの具体的な内容や提供までの時間を、広告やウェブサイトなどを通じて事前にお客様にお約束するもので、2006年10月に開始しました。

マーケティング

2008年5月

銀行を通じた自動車保険の販売開始

2008年5月1日から、銀行(*1)のウェブサイトを通じた自動車保険販売を開始しました。

銀行を通じた販売は、ソニー損保がこれまでに培ったマーケティングノウハウを活かすことができる、ダイレクトビジネスモデルとの親和性が高い販売経路です。

(*1)ソニー損保の自動車保険販売を行う銀行は、ソニー損保と損害保険代理店委託契約を締結しています。

ウェブサイト

2007年10月

「ソニー損保の事故解決力」コンテンツの追加

自動車保険の事故解決サービスの実態を具体的にお伝えする「ソニー損保の事故解決力」と題したコンテンツを追加しました。「ソニー損保の事故解決力」では、主に以下の情報を提供しています。

- ・ソニー損保の事故解決サービスを経験された約1万人のお客様の声
- ・事故解決サービスを提供する社員の取組みや思い。
- ・ダイレクト保険会社の事故対応サービスに対して、お客様が不安に思われがちな点のQ&A方式での解説。



2008年4月

ソニー損保指定修理工場「S-mile工房」検索ツールの一新

自動車保険のご契約者向けサービスを提供するソニー損保指定修理工場「S-mile工房」の検索ツールを一新しました。

居住地など住所からの検索に加え、地域や営業日といった複数の条件を組合せた検索もできるようになりました。また携帯電話にGPS機能がついている場合は、GPS機能を利用することで、旅先など地理に不案内な場所でも便利に検索することができます。

さらに、検索結果画面では、各修理工場の概要や提供サービス、特典などの詳細情報もわかりやすく表示しています。

“Feel the Difference”実現に向けた取組み お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて

ソニー損保は、スローガン“Feel the Difference”的もと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。お客様の声に真摯に耳を傾け、お客様とより良いコミュニケーションをはかり快適にご利用いただくため、そして、お客様にとってお役に立てるサービスを提供するために努力を続けています。

カスタマーセンター

ダイレクトコミュニケーションで築くお客様との信頼関係

カスタマーセンターでは、お客様からの電話やEメールによるお問合せ対応のほか、お客様の契約手続の受付けから契約後のケアまで行っています。

お客様との円滑なコミュニケーション、そして、お客様にとって最適なソリューションの提案ができるよう、スタッフひとりひとりが常にお客様にとってわかりやすい説明やスピーディーな回答を心掛けています。

お客様相談室

さらなるサービスレベル向上に向けたお客様の声の共有
ソニー損保の商品やサービスを、よりいっそうお客様にとって価値あるものに進化させていくため、伺ったお客様のご意見やご要望を共有データベースに集約し、各部門での施策検討に活かしています。



サービスセンター

万一の事故時には責任を持ってお客様をサポート

自動車保険では、24時間365日フリーダイヤルで事故受付を行っています。事故受付後は、専任の担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションを取りながら、お客様の立場にたって、少しでも早い事故解決を目指し、責任を持ってサポートします。

また、医療保険や火災保険でも、専任の担当者がお客様からのさまざまなお相談にお応えしながら、保険金のお支払いまでの細やかにサポートします。

* 保険金お支払いまでのサービスについては22・23ページをご参照ください。

「one on one クラブ」サポートデスク

事故時だけではなく、故障時も 24時間365日体制でお客様をサポート

自動車保険では、お客様の快適なカーライフをサポートするために、事故時はもちろん故障時もご利用いただけるトラブルサポート(ロードサービス)やドライブサポートなどをone on one クラブサービスとして、すべての契約に無料で付帯しています。

「one on one クラブ」サポートデスクでは、お客様からの事故や故障のご連絡にスピーディーかつ適切に対応し、お客様により大きな安心をお届けできるよう体制を整えています。

* one on one クラブサービスについては20ページをご参照ください。

商品

お客様にとって価値あるソニー損保オリジナル商品の開発
お客様にとって価値ある商品の提供を目指し、ソニー損保ならではのオリジナル商品を創出しました。自動車保険における「くりこし割引」制度や「おりても特約」、ガン重点医療保険における60歳以降の保険料が半額になる仕組みなどがその一例です。

今後も、お客様にとって価値あるソニー損保ならではの商品の開発に向けた取組みを続けます。

* 商品については18・19ページをご参照ください。

“Feel the Difference”実現に向けた取組み お客様にわかりやすくお伝えするために

多くの方にソニー損保の取組みや考え方についてご理解いただき、提供する商品やサービスについて適正な評価をしていただくため、情報を積極的に提供しています。

ウェブサイト

保険商品・サービスに関する情報や、お客様によりご満足いただくためのさまざまな取組み、会社情報を紹介しています。また、保険料見積りや契約申込手続、資料請求、契約後の各種手続などを、ウェブサイトで簡単にできるようにすることで、お客様の利便性の向上も目指しています。

商品やサービスの紹介

自動車保険やガン重点医療保険SURE シュアについて、主に以下の情報・サービスを提供しています。ウェブサイトの使いやすさの向上や機能の充実に継続的に取組み、随時改善を図っています。



ソニー損保のウェブサイトトップページ

ご契約者専用サイト

自動車保険のご契約者向けに、ご契約者専用サイトを設置しています。住所変更などの各種手続機能のほか、ご契約者特典などの情報も提供しています。

*ご契約者特典については20ページをご参照ください。



ご契約者専用サイトトップページ

お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト

お客様とのコミュニケーションを通じ、お客様のニーズに合った商品やサービスを提供し続ける「お客様とともに歩み続ける」ソニー損保の姿勢をお伝えすることを目指したウェブサイトです。多くのお客様のご意見をお伺いできるよう、同サイト内のすべてのページから投稿コーナー(your Voice)にリンクできるようになりました。お客様からいただいたご意見・ご質問には、担当者が随時回答しています。



お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト
トップページ

そのほか、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」では、主に以下の情報を提供しています。

your Voice(投稿および回答ページ)

お客様からご投稿いただいたご意見と、それに対する担当者からの回答。

お客様の評価

ソニー損保の事故解決サービスやロードサービスを体験されたお客様にご協力いただいた満足度アンケートの結果。

お客様の声

ソニー損保の事故解決サービスやロードサービスを体験されたお客様からのご意見・ご感想。

不満ゼロへの挑戦(担当者ブログ)

お客様のご不満をゼロにするためのさまざまな取組みの内容と進捗。

保険プロムナード

保険に関するさまざまなお役立ち情報。



your Voice 画面例

「ネットワークスタイル」の提案

ネットワーク時代にふさわしく、さまざまな場面でインターネットを活用したサービスを提供しています。ダイレクト保険会社であるソニー損保だから実現した、お客様にとって価値のあるインターネットサービスを、「ネットワークスタイル」と総称し、保険サービスの新しい形の一つとして提案しています。



ネットワークスタイルのロゴ

Mobile Gateway

お客様が必要な時にすぐにソニー損保に連絡できるよう、また、万一の時に必要な情報が確認できるようにするために設置した、携帯電話用ウェブサイトです。

インターネットサービスセンター

パソコンでも携帯電話でも利用できる、自動車保険ご契約者向けのウェブサイト上のサービスセンターです。

事故のご連絡や事故解決の進捗状況のご確認ができるほか、お客様とソニー損保の担当者とが連絡をとりやすいよう、お客様専用のウェブ掲示板「コミュニケーションボード」も設置しています。

* インターネットサービスセンターについては23ページをご参照ください。



Mobile Gateway
表示イメージ

ソニー損保の事故解決力の紹介

事故対応サービスの実態をより具体的にわかりやすくお伝えするためのページです。主に以下の情報を提供しています。

事故対応経験者1万人の声

ソニー損保に寄せられたお客様の声を、ご不満の声も含め、ほぼ全部そのまま紹介。

事故解決スペシャリストたちの声

事故対応サービスを提供している社員の心掛けや苦労したことなどを紹介。

事故対応への不安に答えます

ダイレクト保険会社に対してお客様が不安に思われがちな点についての解説。



ソニー損保の事故解決力紹介ページ画面例

ディスクロージャー誌

お客様に当社の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などを紹介するために、毎年ディスクロージャー誌を作成しています。

ディスクロージャー誌は、多くの方にご覧いただけよう、ウェブサイトにも掲載しています。



ディスクロージャー誌2008 表紙

“Feel the Difference”実現に向けた取組み お客様の声を業務に活かすために

お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」を実現するため、そして、お客様により大きな「安心」をお届けできるようにするために、お客様の声に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしています。

お客様の声を積極的に伺うための取組み

サービス提供後のお客様アンケート

お客様へのサービスのさらなる向上を目指し、各サービス提供後にお客様のご意見やご感想をお伺いする各種アンケートを実施しています。

カスタマーセンターでの電話応対後

電話で自動車保険の見積りや問合対応をさせていただいたお客様を対象に、ソニー損保のスタッフの対応についての満足度を伺うアンケートを実施しています。
アンケート結果は担当したスタッフにフィードバックし、顧客対応品質の向上に活かしています。



電話見積後に
見積書・申込書と一緒にお送りするアンケート

サービスセンター、「one on one クラブ」サポートデスクでのサービス提供後自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象に、ソニー損保の提供したサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より良い事故解決サービスやロードサービスを実現するための施策検討に活かしています。



アンケート付「事故解決のご案内」ハガキ



ウェブサイトの「事故解決アンケート」

不満足度調査アンケート(*1)

自動車保険のサービスのご不満な点・改善すべき点についてお客様にお伺いする「不満足度調査アンケート」を年1回実施しています。お客様からご指摘いただいた点については改善策を検討し、お客様にさらに高い満足を感じていただけるよう取組みを進めています。

改善への取組状況については、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の「不満ゼロへの挑戦」のコーナーで担当者がブログで随時報告しています。

(*1)「不満足度調査アンケート」とは、「満足」と評価してくださったお客様にも満足いただけていない点を伺い、改善を要する不満を洗い出して、満足度の向上につなげていく目的にしたアンケートです。



「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の
「不満ゼロへの挑戦」のコーナー

お客様の声を業務に活かすための取組み

お客様からいただいたご意見やご不満の声は、会社の健全な発展と成長に向けた重要なメッセージとして真摯に受けとめ、全社で情報を共有しています。そして、その内容を適切に把握して業務に活かし、商品やサービスをお客様にとって価値あるものに発展させていきます。
特にご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進めています。

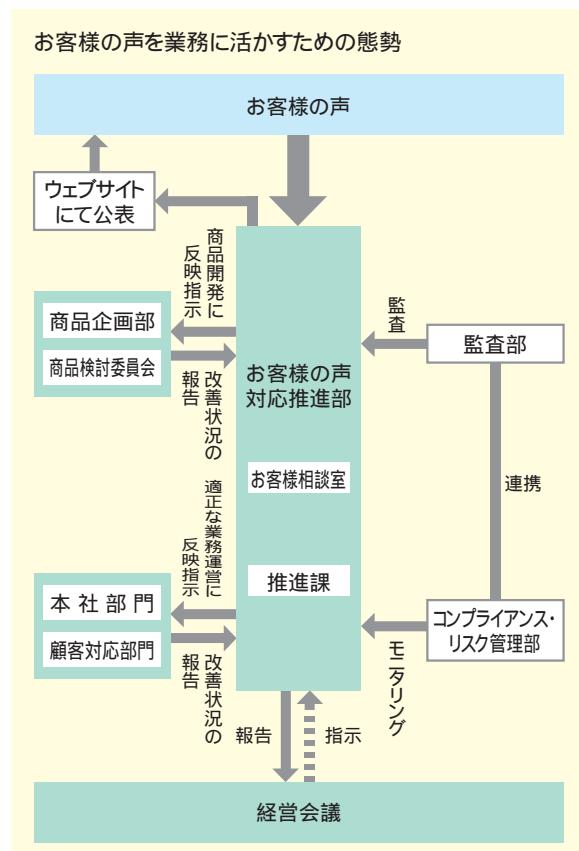
お客様の声を業務に活かすための態勢

お客様のご意見やご不満の声を一元的に管理するため、担当部門として「お客様の声対応推進部」を設置しました。「お客様の声対応推進部」では、「お客様相談室」でお客様のご意見・ご不満の声をお伺いするとともに、ご不満の声については、月次で集計して内容の分析を行い、四半期単位で経営陣に報告しています。
また、お客様のご不満の声については、必要に応じて関連部門にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。このほか、特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。

【お客様相談室】

ソニー損保に関するご相談やご質問、ご意見については、「お客様相談室」で直接お伺いしています。

お客様相談室 0120-101-656
受付時間:午前9時～午後5時30分(土日、休日を除く)



お客様のご不満の声の内訳

弊社では、お客様の声をお客様相談室のほか、ウェブサイトや顧客対応部門でダイレクトにお伺いしています。2007年度にこれらの各部門でお客様からいただいたご不満の声の内訳は以下のとおりです。

ご不満の区分	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合 計
商品・サービス	102	95	79	85	361
商品内容・引受制限	68	55	49	56	228
印刷物(パンフレット・申込書等)	34	40	30	29	133
ご契約の手続き	104	138	112	125	479
広告内容や見積り・申込手続	51	57	67	56	231
ご契約の継続手続	10	19	14	7	50
接客態度	8	25	12	9	54
その他	35	37	19	53	144
ご契約の管理	52	46	39	67	204
保険証券	0	3	1	1	5
ご契約の変更手続・解約手続	14	25	21	21	81
接客態度	3	2	1	4	10
その他	35	16	16	41	108
保険金のお支払い	357	355	382	363	1,457
お支払い金額	51	63	83	71	268
対応の遅れ・対応方法	98	117	125	91	431
保険金お支払いの可否	14	15	26	11	66
接客態度	131	130	101	128	490
その他	63	30	47	62	202
その他	192	122	119	136	569
いずれの区分にも該当しないもの	192	122	119	136	569
合計	807	756	731	776	3,070

お客様の声を反映した改善事例

お客様からいただいたご意見やご不満の声については、関連部門にフィードバックし、商品や各種サービスの開発・改善に活かしています。また、改善事例については、ウェブサイト(http://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/jirei_2007.html)で公表しています。

2007年度の改善事例の一部を以下に紹介します。

広告における改善事例

医療保険SURE シュア の新聞・雑誌広告の表現の変更

【お客様の声】

- ・保険料表示がわかりづらい。年齢ごとにわかりやすくして欲しい。
- ・満58歳以上のタイプの契約可能年齢がわからぬ。

【改善内容】

満60歳以降の保険料が半額になる商品の保険料例に、満60歳以降の保険料と、問合せの多い契約可能年齢上限の満57歳でご契約いただいた場合の保険料を追加しました。また、満58歳から満65歳の方向けに用意しているプランの契約可能年齢の上限がわかりにくいために、広告の表現を「満58歳から満65歳の方には～」に変更しました。

(変更前)

■ 病気(ガン以外)・ケガの入院日額5,000円プラン 月払保険料表一部抜粋(保険期間:保険料払込期間:終身)					
契約可能年齢	性別	契約年齢(満)			
		20歳	30歳	40歳	50歳
満20歳～ 満57歳	男性	1,600円	2,250円	3,450円	6,000円
	女性	1,650円	2,350円	3,400円	5,750円

満58歳以上の方にはシンプルな保障内容で保険料が割安な
タイプをご用意しています。(詳しくはお問合せください)



(変更後)

■ 病気(ガン以外)・ケガの入院日額5,000円プラン 月払保険料表一部抜粋(保険期間:保険料払込期間:終身)						
性別	月払保険料	契約年齢(満)				
		20歳	30歳	40歳	50歳	57歳
満59歳まで	男性	1,600円	2,250円	3,450円	6,000円	9,800円
	満60歳以降	800円	1,120円	1,720円	3,000円	4,900円
満59歳まで	女性	1,650円	2,350円	3,400円	5,750円	9,400円
	満60歳以降	820円	1,170円	1,700円	2,870円	4,700円

SURE 満58歳～満65歳の方には一生保険料の変わらない
タイプをご用意しています。お気軽にお申付けください。

契約関連書類における改善事例

「one on one クラブ」メンバーズカードの改善

【お客様の声】

- ・運転免許証と一緒に携行できるサイズにして欲しい。

【改善内容】

自動車保険の保険証券(継続証)とともにお送りする「one on one クラブ」メンバーズカードには、事故時や車の故障時の連絡先のほか、事故時のお客様の対応手順を記載しています。常に携行していただけるようなサイズで作成していましたが、一般に普及している各種カードより大きかったため、運転免許証と一緒に携行できるよう、従来の記載内容や文字サイズを変更することなく、カードのサイズを運転免許証と揃えました。

ウェブサイトにおける改善事例

文字サイズ変更ボタンの設置

【お客様の声】

- ・ウェブサイトの文字が小さく読みにくい

【改善内容】

ウェブサイトの文字サイズが小さくて読みづらいとのご意見を多くいただきましたため、文字量の多いページに文字サイズ変更ボタンを設置しました。ほかのページへの文字サイズ変更ボタンの設置も検討中です。



文字サイズ変更ボタンを
追加しました。

立中立・公平な立場でお客様の声をお伺いする機関

立中立・公平な立場のお客様相談窓口として、(社)日本損害保険協会が設置する「損害保険調停委員会」や(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。

(社)日本損害保険協会の「損害保険調停委員会」

日本損害保険協会では、「そんかいほけん相談室」において、損害保険全般に関する相談や苦情を受付けています。「そんかいほけん相談室」は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合には対応するため、立中立・公平な立場から調停を行う「損害保険調停委員会」が設けられています。苦情申出から、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申出人の希望により「損害保険調停委員会」をご利用いただけます。

* 詳しくは、日本損害保険協会のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.sonpo.or.jp/>

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の公正かつ適確な解決を通して被害者の保護を図るために設立された、国から指定を受けた紛争処理機関として(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に関する専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。なお、同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

* 詳しくは、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

環境保全活動 / 社会貢献活動

環境保全活動

ソニーグループは全世界共通のマネジメントシステム(Global Environmental Management System)にて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。

ソニー損保では、本社事業所をISO 14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。



ISO14001認証書

また、2007年度から「グリーン電力証書システム」(*1)を導入しました。2007年度は年間で30,000kWh(当社本社における電気使用量の約6%相当)を風力発電でまかない、約11トンのCO₂排出削減に寄与しました。2008年度は年間で50,000kWh(同、約10%相当)のバイオマス発電による電力を購入する予定で、約17トンのCO₂排出削減が見込まれます。さらに、このバイオマス発電による電力購入をきっかけに、バイオマス発電設備の安定運用や森林保全を支援する取組みにも参加する予定です。



当社はグリーン電力証書システムに参加しています。

(*1)風力や地熱、バイオマス(生物資源)などの地球温暖化防止、CO₂削減に有効な自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。

今後も、地球環境問題を企業が取組むべき重要課題の一つととらえ、以下の環境方針に則り、日々の企業活動を通じた環境保全活動を促進していきます。

ソニー損保の環境方針

【理念】

当社は持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

【環境方針】

1. 環境マネジメントシステムの運用により、事業活動、製品またはサービスを通じて環境に与える影響を的確に捉え、環境負荷の低減を図るとともに事業の継続的な改善に努めます。
2. 環境目的・目標を設定し全社で環境管理を推進するとともに、継続的な見直しを行います。
3. 事業活動を行う上で適用を受ける環境関連の法律、条例を遵守します。
4. この方針を達成するため、内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムの維持向上を図ります。
5. 全就業者への環境教育・社内外広報活動を実施し、環境方針の周知徹底、環境保全に関する意識向上を図ります。

社会貢献活動

社内に「募金箱」や「使用済み切手回収箱」を設置し、毎月1回、財団法人日本ユニセフ協会に募金するほか、海外医療協力団体へ使用済み切手を送付しています。

社会貢献活動については、会社が取組むべき重要課題の一つとして、今後も徐々に取組みを拡大していきます。

ソニーフィナンシャルホールディングスグループについて

ソニー損保は、ソニーフィナンシャルホールディングスグループの一員です。

ソニーフィナンシャルホールディングスグループは、ソニー株式会社100%出資により設立されたソニーフィナンシャルホールディングス株式会社を持株会社とし、当社、ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社などで構成される金融ビジネスグループです。

損害保険、生命保険、銀行といった異なる金融サービスを提供する各社の連携を強めるとともに、ソニーグループ各社とも連携し、お客様のニーズに合致した、より付加価値の高いサービスを提供できるよう取組みを進めています。

なお、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社は2007年10月11日に東京証券取引所第一部に上場し、それに伴い、同社のソニー株式会社による持株比率は60%となりました。

ソニーフィナンシャルホールディングス グループのビジョン

ソニーフィナンシャルホールディングスグループは、金融の持つ多様な機能(貯める・増やす・借りる・守る)を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

ソニーフィナンシャルホールディングス グループ各社との連携

2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。また、2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

傘下に置く各社の経営管理を行うとともにソニーフィナンシャルホールディングスグループの金融機能の融合を推進しています。

ソニー生命保険株式会社

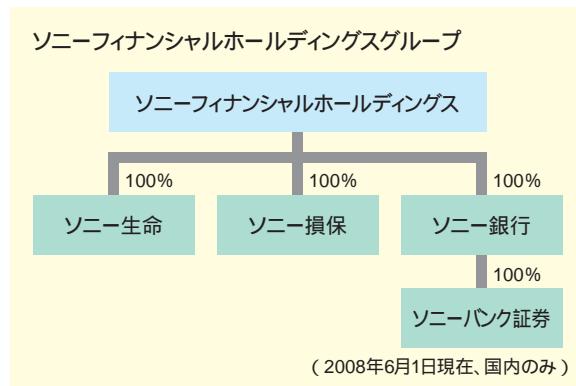
お客様ひとりひとりに最適なオーダーメイドの生命保険をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生懸命にわたってお客様の人生をサポートしています。

ソニー銀行株式会社

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心とした利便性と質の高い金融商品・サービスを提供しています。

ソニーバンク証券

ソニー銀行のお客様を対象に、中長期的な有価証券運用サービスを提供するインターネット専業の証券会社です。



ソニーグループ各社との連携

ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社との連携に加え、ソニーグループ各社との連携も実現しています。ソニーグループ共通のポイントプログラム「ソニーポイント」に参加しているほか、リース・クレジットカード事業を行う株式会社ソニーファイナンスインターナショナル(以下「ソニーファイナンス」と)との連携により、全日本空輸株式会社とソニーファイナンスが発行しているクレジットカードのサービスサイト「ANA eLIOカードSQUARE」を通じて、クレジットカード利用者向けにANAマイレージなどの特典の提供や各社のサービス紹介をしています。

取扱商品

自動車保険

約款名：総合自動車保険 Type S

「人」を中心と考えたリスク細分

お客様の車との付き合い方に着目して、年間走行距離、車の使用目的、車の型式、車の初度登録後の年数、年齢、免許証の色をリスク細分項目に採用しています。

納得感のある保険料

「人」を中心と考えたリスク細分や、ダイレクト販売による業務の集中化・効率化によるコスト削減により、多くのお客様に納得していただける保険料を実現しています。

充実した補償

万一の時でもお客様に安心していただけるよう、補償を充実させています。

ソニー損保オリジナルの特約・割引制度

■おりても特約

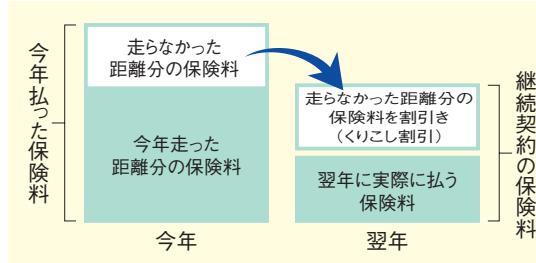
マイカーで出かけた際の、車をおりてからのケガや身の回り品の損害などを補償する特約です。

■継続割引

■新車割引

■くりこし割引

リスク細分項目の一つである年間走行距離について、走らなかった距離分の保険料を翌年の保険料から割引きます。



自動車保険
商品パンフレット



ガン重点医療保険SURE(シーア)
商品パンフレット

* 詳しい商品内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

今までの主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、隨時、商品改定を行っています。

主な商品の販売開始

- 1999年 9月 自動車保険（総合自動車保険 Type S）
2002年 6月 ガン重点医療保険
(傷害および疾病危険担保特約付がん保険)
2004年 10月 火災保険（住宅火災保険 Type S・地震保険）

その他の取扱商品

自動車保険、ガン重点医療保険のほか、ソニー銀行の窓販専用商品として住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。



住宅ローン専用長期火災保険
商品パンフレット

主な商品改定

- 2000年 7月 ◆「おりても特約」販売開始
◆クレジットカードを活用した分割払いサービス開始
2001年 2月 ◆車の型式をリスク細分項目に追加
◆年間走行距離区分を4区分から5区分に拡大
◆継続割引導入
◆「あしすと特約」販売開始
2002年 10月 ◆「新車割引」「ゴールド免許割引」導入
◆「差額ベッド代・転院費用担保特約」販売開始
◆搭乗者傷害保険金を部位・症状別払方式に変更
2003年 6月 ◆インターネット申込引受対象範囲の拡大
10月 ◆インターネット割引を最大3,000円に増額
◆「お早め登録割引」・「紹介割引」導入
2004年 11月 ◆「くりこし割引」導入
2005年 5月 ◇「SUREベーシック」と「SUREワイド」の販売開始
2007年 8月 ◇「SUREスマートフィット」の販売開始
◇骨髄ドナーサポート特約導入

◆は自動車保険、◇はガン重点医療保険における改定です。



取扱商品の広告

ご契約者向けサービス

自動車保険のご契約者向けのサービス (one on one クラブサービス)

自動車保険のすべてのご契約者(*1)が自動的にメンバーになる「one on one クラブ」では、各種の充実した無料(*2)・割引サービスをご用意しています。

(*1)保険契約の記名被保険者が個人の場合のみご利用いただけます。

(*2)作業の内容などによってはお客様負担が発生する場合があります。

* これらのサービスは、ソニー損保の提携会社より提供しています。



トラブルサポート(ロードサービス)無料サービス

- ・クイックサポート
- ・レッカーサポート
- ・緊急連絡サポート
- ・応急処置サポート
- ・宿泊・帰宅費用サポート
- ・修理後搬送サポート

ドライブサポート

- ・チャイルドシートレンタルサポート割引サービス
- ・ナビゲーションサポート無料サービス
- ・カーケアサポート紹介サービス

ソニー損保指定修理工場「S-mile工房」

カーケアサポートとして、事故・故障の際の修理時や車検・点検時には、ご希望に応じて、ソニー損保指定修理工場「S-mile工房」を紹介します。「S-mile工房」をご利用いただいた際には、無料引取、無料納車、修理期間中の無料代車の提供、修理箇所ワンオーナー保証などのサービスを提供します。(*1)

(*1)各サービス提供にあたっては所定の条件があります。



ご契約者特典

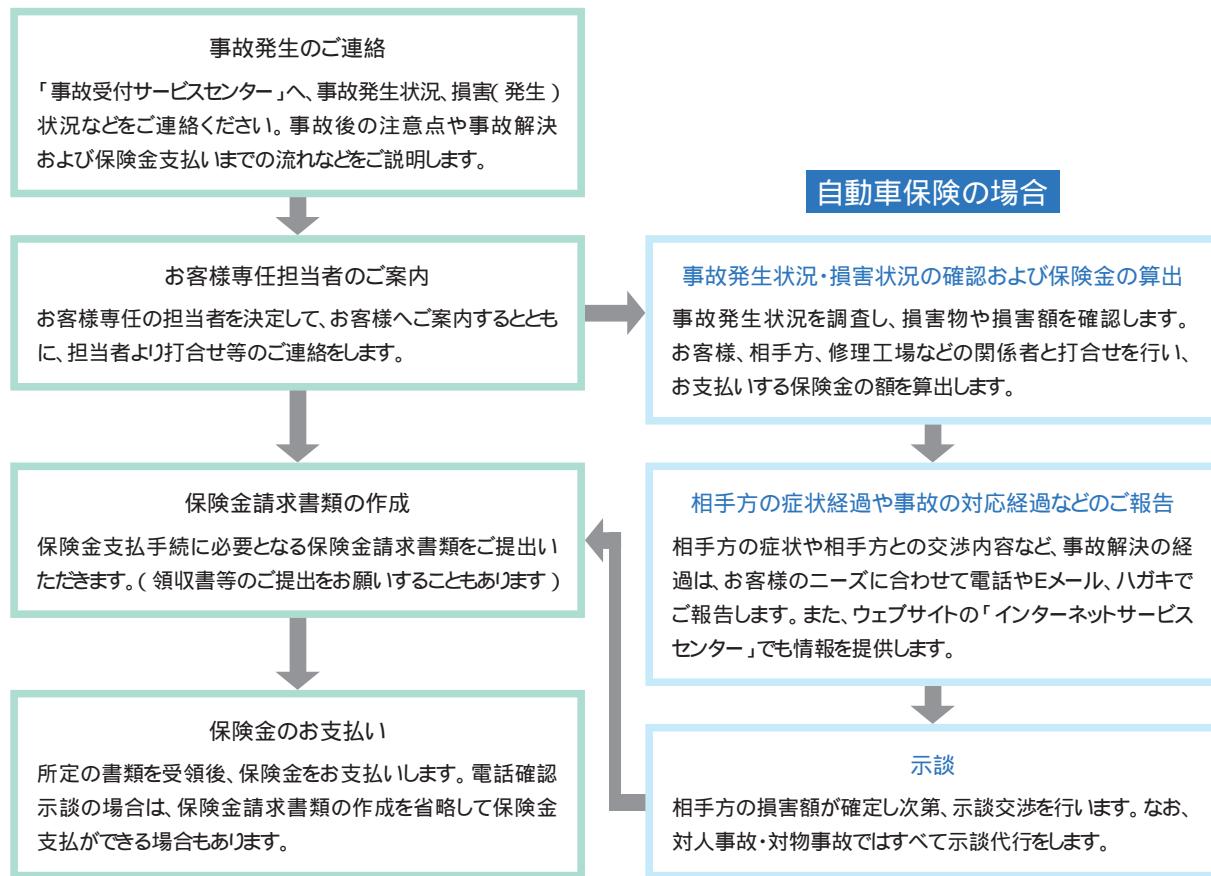
ご契約者には、ご契約者特典として、ソニー損保の提携企業から各種割引や優遇サービスを提供しています。



ご契約者特典は専用サイトから提携企業に申込み等をされた場合にのみ適用されます。なお、専用サイトへのログインには、ソニー損保のご契約者を対象に発行するID / パスワードが必要になります。

保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。



保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方が所定の書類を提出されないと、または提出された書類に知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金のお支払いの対象は免責期間の終了後となります。保険金支払後の補償内容について
保険金のお支払いが何回あっても、契約金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」の車外身の回り品特約については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険の各種特約についてもご契約の保険金額が限度となるものがあります。

保険金支払いに関する制度(自動車保険)

- ・自賠責保険の一括払制度
対人事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金を同時にご請求いただいた場合、ソニー損保が一括してお支払いします。
- ・保険金の内払制度
対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、看護料、休業損害等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払金をお支払いします。

保険金お支払いまでのサービス

担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身にかつスピーディーに対応します。

自動車保険の事故解決サービス

安心の事故対応

24時間365日、フリーダイヤルで事故受付

インターネット(パソコン・携帯電話ともに利用可能)でも事故受付をしています。

事故受付後3時間以内に、
お客様専任担当者からご連絡することをお約束

事故受付から3時間以内に事故の状況に適した専任担当者を決定し、専任担当者からお客様に連絡します。

* 平日(月～金)午前9時から午後5時までの間に事故受付が完了した場合が対象です。また、3時間以内のご連絡がふさわしくない場合などは対象外としています。

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、「即日安心365」サービスを提供

事故受付当日中に、初期対応(代車の手配や関係各所への連絡など)とお客様への対応結果の報告をします。

* 曜日を問わず365日お電話での事故受付(初期対応に必要な情報の確認)が午後8時までに完了した、ソニー損保が示談交渉できる賠償事故の場合が対象です。(午後8時以降の事故受付分は翌日の対応となります)

説明と同意を繰返す「インフォームド・コンセント」導入で、お客様の納得感を追求

1つの事故でも解決方法は1つだけとは限りません。ソニー損保では、お客様に納得していただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」を導入しています。

全国に広がるサービスネットワークで
お客様をサポート

お客様専任担当者が在籍するサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネット、弁護士ネット、指定修理工場(S・mile工房)ネットで事故解決まで確実にサポートします。

* S・mile工房については20ページをご参照ください。
* 各サービスセンターの所在地については37ページをご参照ください。

何でも相談できる1事故1担当者制

事故解決まで、お客様の専任担当者が対応します。

専任担当者は、各分野のプロフェッショナルと的確に連携をとりながら事故解決にあたります。

「面談急行サービス」「示談代行サービス」
「もらい事故相談サービス」の実施

どうしたらよいのかわからない、「もらい事故」のため保険金の支払対象にならない、そんなときでも、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

保険金請求書類の省略・簡素化による
スピーディーな保険金支払

お客様のご負担を減らし、不要な書類を極力省略して迅速にお支払いができるようにしています。

事故受付後には状況に応じて各種ハガキを送付

「事故受付のご案内」ハガキ

事故受付時にお送りする、担当者・責任者の顔写真付のハガキです。

「中途経過のご案内」ハガキ

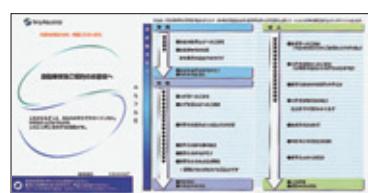
状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

「事故解決のご案内」ハガキ

事故解決をお知らせするハガキでは、「お客様アンケート」を添えてお客様からの事故解決に対するご意見・ご感想をお伺いしています。



「事故受付のご案内」ハガキ



「中途経過のご案内」ハガキ



「事故解決のご案内」と「お客様アンケート」ハガキ

ガン重点医療保険の保険金のお支払い

お客様のニーズに合わせた情報提供

お客様のご希望に応じて、電話や郵送、Eメールのほか、ウェブサイト上の「インターネットサービスセンター」でも、事故解決に関するご連絡や情報提供をしています。

インターネットサービスセンター

お客様専用のウェブサイトで、24時間いつでも、パソコンからも携帯電話からも、事故対応状況の確認や、担当者への連絡メッセージなどを書込むことができます。

「インターネットサービスセンター」で提供している主なサービス

- ・事故受付
- ・事故対応経過のご案内
- ・保険金支払までの流れのご案内
- ・コミュニケーションボード
お客様専用に用意された伝言板(コミュニケーションボード)で、24時間いつでも、担当者への問合せや質問などを書込むことができます。担当者からの回答もコミュニケーションボードで確認することができます。
- ・タイムリーなお知らせメール
事故対応に進捗があった場合や、担当者がコミュニケーションボードに回答した時などは、タイムリーにEメールでお知らせします。
- ・保険金請求の有無による次年度概算保険料の差額のご案内



インターネットサービスセンターの
画面例
(パソコンの場合)



コミュニケーションボードの
画面例
(携帯電話の場合)

柔軟できめ細やかな対応

ガン重点医療保険でも、専任担当者がお客様のご事情に応じてスピーディーかつきめ細やかな対応をします。

なお、被保険者(保障を受けられる方)がガンなどの病名を告知されていない場合でも、一定条件を満たしているご親族の方であれば保障を受けられる方の代理人として保険金請求ができるよう便宜を図るほか、保障を受けられる方ご本人に健康状態が知られないよう、各種書類の送付方法や連絡方法について細心の注意をはらうなど、状況に応じて柔軟に対応しています。



契約のお申込み

ソニー損保では以下の方法で保険商品を販売しています。

契約のお申込みは、ソニー損保のカスタマーセンターやウェブサイトのほか、ソニー生命のライフプランナーやソニー銀行を通じて受付けています。

ダイレクト販売

新聞やテレビなどの広告をご覧になったお客様に、カスタマーセンターやウェブサイトを通じて、ソニー損保が直接、自動車保険やガン重点医療保険を販売しています。

カスタマーセンターにお電話

受付時間 午前9時～午後10時(日曜・休日は午前9時～午後6時)

自動車保険
0120-919919

ガン重点医療保険
0800-919919-5

その場で保険料をお伝えし、商品パンフレットと見積書・申込書をお送りします。

商品パンフレットと申込書をお送りします。

申込書に記入押印のうえ、ソニー損保にご返送いただき、保険料をお支払いください。

ウェブサイトにアクセス

<http://www.sonysonpo.co.jp/>

自動車保険

ウェブサイトで見積り・申込み・保険料の支払い(クレジットカード)ができます。(保険料は銀行・郵便局・コンビニエンスストアでお支払いいただくこともできます)

ガン重点医療保険

資料請求画面からご請求いただければ、商品パンフレットと申込書をお送りします。

申込書に記入押印のうえ、ソニー損保にご返送いただき、保険料をお支払いください。

* 図は主なご契約までの流れを示したものです。

代理店による販売

銀行やインターネットの比較サイトなど、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした販売経路が構築できる企業と損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録を行う必要があります。

ソニー損保の損害保険代理店教育について

代理店における、保険募集に関する法令等の遵守と保険契約に関する知識習得等を通じて、代理店の保険募集を行う能力を向上させることにより、消費者保護や契約者満足度の向上を図っています。

ソニー生命のライフプランナーによる販売

ソニー生命と募集に関する業務委託契約を締結しており、ソニー損保の自動車保険をソニー生命のライフプランナー(営業社員)が販売しています。



ソニー銀行による取扱い

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの住宅ローン専用長期火災保険を、ソニー銀行が販売しています。

契約のお申込みにあたって

保険契約は、保険会社とお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、契約申込書もしくはウェブサイトの記載内容を十分ご確認いただいたうえでご契約ください。なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある事項については、以下の書類で、商品やサービス、約款の内容の概略などを紹介していますので、必ずご確認ください。

また、保険証券が届きましたら、保険証券に同封してある普通保険約款・特約条項、サービスガイドもご確認ください。

- ・商品パンフレット
- ・契約概要のご説明
- ・注意喚起情報のご説明
- ・重要事項説明書など



契約概要のご説明



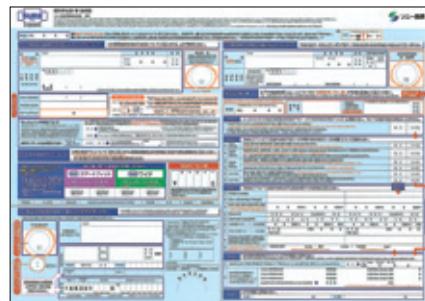
サービスガイド

契約内容の確認について

契約内容がお客様の希望される補償内容などに沿っているか、お支払いいただく保険料が適正かなどについて、お客様ご自身に、申込前にウェブサイトや申込書でご確認いただけます。



自動車保険
ウェブサイトの「お申込み 内容確認」画面



ガン重点医療保険
契約申込書 兼 告知書

保険料のお支払いについて

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約と同時にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まても、保険料のお支払い前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険料の返還について

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特別約款もしくは特約条項により構成されるのが一般的です。

保険約款では主に以下の内容が規定されています。

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社に正しくお申出いただく重要な事項(告知義務)
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか(通知義務)
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

ソニー損保では、保険約款を読みやすくするため、刷り色を1色から2色に変更したり、綴じ位置、行間、文字体を変更したりするなどの改善に取組んでいます。



2色刷りの約款

販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

販売・勧誘方針

【 1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針】

- お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

【 2. お電話での受付について】

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

【 3. インターネットでの受付について】

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

【 4. その他の販売・勧誘について】

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

【 5. 各種サービス体制について】

- お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払いができるよう努めます。

* 以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づくソニー損保の勧誘方針です。

なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/>)をご参照ください。

クーリングオフ制度

お客様に安心して保険にお申込みいただけるよう、お申込み後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。

お客様情報のお取扱いについて

ソニー損保では、お客様の情報のお取扱いに関し、ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」を遵守しています。詳しくは、ウェブサイト(<http://www.sonysonpo.co.jp/N0040000.html>)をご覧ください。また、個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)に基づき、お客様の情報を以下の公表事項に則って取扱っています。

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)では、弊社が取得する個人情報について、所定の事項を、公表、もしくは本人が知り得る状態に置くべきものと定めています。弊社では、お客様からの信頼を第一と考え、以下の考え方から従い、お問い合わせおよび保険契約の締結等を通じてご提供いただいた、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等のお客様に関する情報(お客様個人を特定する情報を明示的に含んでいる情報をいいます。この情報には弊社取引先・代理店等の従事者に係る個人情報を含みます。以下「お客様の個人情報」といいます。)をお客様のご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

【1. 情報収集・利用の目的】

弊社では、お客様とのお取引を安全確実に進めることができるように、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいているります。なお、アンケート等お客様に任意の情報提供をお願いする場合は、その旨明示いたします。お客様の個人情報は、次の目的のために利用させていただきます。

ご本人かどうかの確認

損害保険契約(継続契約を含む)の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理

適正な保険金・給付金の支払い

弊社が有する債権の回収

再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

弊社取扱い商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理

上記 に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社・提携先企業等が取扱う商品・サービスのご案内

弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施

お問い合わせ・依頼等への対応

弊社の営業活動の参考とするための統計資料の作成

弊社取引先・代理店等の新設・維持管理

【2. 情報の提供】

弊社では、次の場合を除いて、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません(ただし、お客様個人を特定できない情報は除きます)。

- ・お客様が了解・同意されている場合
- ・お客様または第三者の権利または財産を保護する必要がある場合
- ・法令等に基づく国の機関または地方公共団体の事務に対して協力する必要がある場合
- ・弊社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ・保険金支払等の業務上、医療機関等の関係先に必要な照会を行う場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な際に、再保険業務を取扱う会社に提供する場合
- ・不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
- ・保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- ・損害保険代理店の適切な監督のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従事者に係る個人データを共同利用する場合、および損害保険代理店への委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用する場合

前2項の詳細について:

(社)日本損害保険協会のホームページ<http://www.sonpo.or.jp/>

- ・自動車損害賠償責任保険の損害調査業務および政府保障事業再委託業務のために、損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合

詳細について:

損害保険料率算出機構のホームページ<http://www.nliro.or.jp/>

お客様情報のお取扱いに関するお問い合わせ窓口

【3. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項】

法23条2項は、第三者に提供される個人データについて、ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ、ご本人が容易に知り得る状態に置いているとき等は、当該個人データを第三者に提供することができるものと定めています。

弊社は、同項に定めるオプトアウト制度を利用して、ご本人の認識なく第三者に個人情報を提供することはございません。

【4. 安全管理措置】

弊社では、お預かりした個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、不正なアクセス、改ざん、漏えいなどから守るべく、現時点での技術水準に合わせた必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

【5. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求】

お客様から、お客様の個人情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、すみやかにできる限りの対応をいたします。

法に基づく保有個人データに関する開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、右記のお問い合わせ窓口までお問合せください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、法の規定に基づき手続きを行います。また、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

中止

ダイレクトメール・電話・電子メールによるご案内などへのお客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合は右記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。契約管理その他弊社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

お問い合わせ窓口

開示、訂正、利用停止、中止のご請求、その他不明点についてのお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願いします。ご本人であることを確認させていただいたうえで、前記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室 0120-101-656

受付時間：月～金(祝日除く)午前9時～午後5時30分

なお、開示等の求めを受け付ける方法等、手続きの詳細については弊社ホームページに掲載しております。

ホームページアドレス

<http://www.sonysonpo.co.jp/>

弊社は、お預かりしている個人情報が業務上適切に取扱われるよう弊社代理店および弊社業務に従事している者等への指導・教育を徹底し、適切に取扱われているかを点検するとともに、問題点があれば継続的に改善していきます。また、個人情報の取扱いに関する上記内容を適宜見直し、改善していきます。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者等の個人情報については対象としません。

【6. 認定個人情報保護団体】

弊社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

お問い合わせ先

(社)日本損害保険協会 生活サービス部そんがいほけん相談室

所在地

〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館内)

電話

03-3255-1470

(受付時間)午前9時～午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く

コーポレートガバナンス / 内部統制

コーポレートガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適正性を確保していくことを経営の重要課題と認識し、以下の経営組織および態勢を構築しています。

取締役会

2008年7月現在、取締役4名で構成されています。取締役会は、企業の信頼の維持・向上を重視し、迅速な意思決定と適切なモニタリングを実施しています。

監査役会

監査役3名で構成されています。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取締役会等に報告しています。

このほか、上記のとおり監査役による監査も行われています。

社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「あらた監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

コンプライアンス

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、健全かつ公正な経営を推進するための、コンプライアンス推進態勢を構築しています。

* 詳細は30・31ページをご参照ください。

リスク管理

社会・経済の急速な進展に伴い多様化・複雑化するリスクを的確に把握し、適切な管理を行うため、リスク管理態勢を構築しています。

* 詳細は32～34ページをご参照ください。

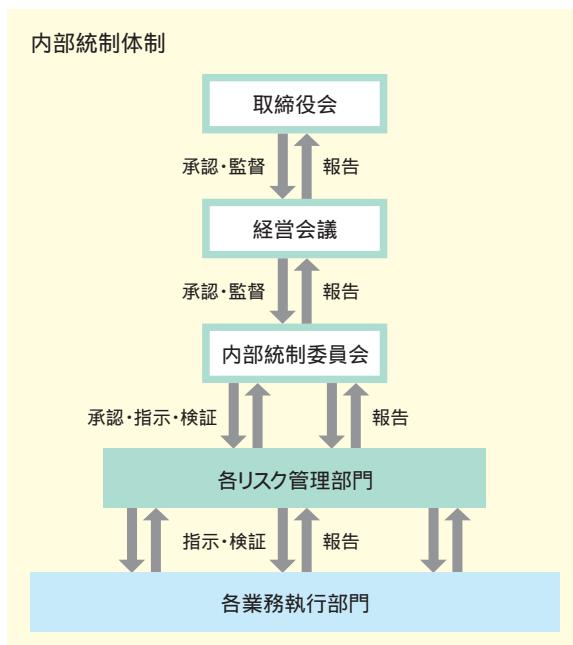
親会社によるガバナンス

親会社であるソニーフィナンシャルホールディングスは、傘下の各社の経営を尊重しつつ所要のモニタリングなどを実施するほか、ソニーフィナンシャルホールディングスグループ全体の経営管理における、新たな機能の付加・創造などを行っています。

内部統制

会社法および会社法施行規則に基づき、2006年5月18日の取締役会で定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築し運用しています。

また、2007年6月22日の取締役会では、内部統制システム構築の推進母体として内部統制委員会の設置を決議し、同委員会が全社全業務を対象としたリスクマネジメントの推進を通じて内部統制システムの構築を主導するとともに、取締役会および経営会議に対してリスクマネジメントシステムの実行状況等必要な報告を行っています。



コンプライアンス

コンプライアンス(法令遵守)は経営の重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、保険契約者の保護を図るべくコンプライアンス基本方針を定め、さらに、ソニーグループ行動規範の遵守などの取組みを進めています。

コンプライアンス基本方針

- 法令や社内規定、社内規範についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
- お客様本位で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。

行動規範

ソニー損保はソニーグループの一員として、ソニーグループ内の会社のすべての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範として定められている「ソニーグループ行動規範」を会社の行動規範としています。

また、日本損害保険協会の会員会社の一員として、日本損害保険協会の定める「行動規範」を遵守しています。

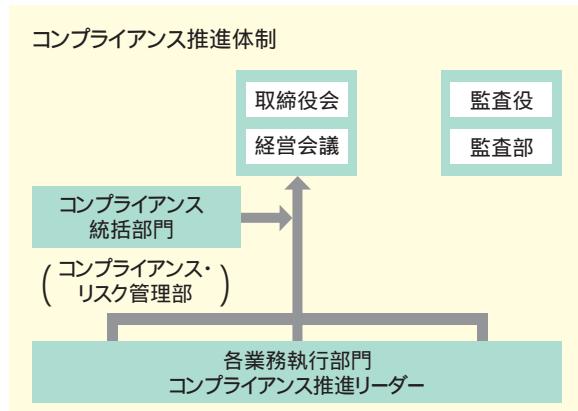
*ソニーグループ行動規範はウェブサイトに掲載しております。<http://www.sonysonpo.co.jp/biz/idea/N4020100.html>

*日本損害保険協会の行動規範はウェブサイトをご参照ください。http://www.sonpo.or.jp/about/guideline/pdf/index/action_kodokihan.pdf

コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの基本原則および推進体制、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、コンプライアンスマニュアルなどを定めた「コンプライアンス規程」に基づいて推進しています。

各業務執行部門がコンプライアンス推進の主体となり、コンプライアンス統括部門(コンプライアンス・リスク管理部)と各部門ごとに設置したコンプライアンス推進リーダーが、円滑なコンプライアンスの推進および強化を図っています。



コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、翌年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス・リスク管理部が定期的にフォローアップし、経営会議に報告しています。

コンプライアンスマニュアル

コンプライアンスマニュアルを作成し、研修時に配布するほか、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンスマニュアルには、コンプライアンスの実現のための重要事項である基本方針、通報制度に関する事項、個人情報保護宣言などのほか、遵守すべき法令等についてもわかりやすい解説が記載されています。

コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、全社員研修、新入社員研修、新任管理職研修などを実施し、コンプライアンスに関する研修の充実を図っています。

コンプライアンス推進のための通報制度

コンプライアンス上問題となる重要な事件・事故が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、事件・事故の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は健全な職場を確保するための重要な施策と位置づけられており、以下の通報窓口を設置して通報者の匿名性やプライバシーを保護しています。

社内の通報窓口

- コンプライアンス・リスク管理部

社外の通報窓口

- 指定の弁護士事務所
- 親会社のソニーフィナンシャルホールディングスの通報窓口
- ソニーグループの通報窓口(ソニーグループ・コンプライアンス・ホットライン)

適正な保険金支払および 募集態勢整備のための取組み

過去に保険金等の支払漏れやお支払いいただく保険料の誤りが生じていたことにつきましては、お客様や社外関係者の皆様のご信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げますとともに、生じさせた事態の重大性を強く認識し、再発防止に向けたコンプライアンスの強化や業務の適正化の徹底に、全社をあげて真摯に取組んでいます。また、適正な保険金支払に向けた取組みについては、6ヵ月ごとに金融庁に進捗報告を行っています。

実施した主な再発防止策

ご契約時について

補償内容やお支払いする保険金についてわかりやすく解説した「補償内容のご案内」「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」などのパンフレットを作成しました。

長期火災保険については、保険料を低減できる各条件をお客様に漏れなく申告していただけるよう、割引となる条件について、詳しい説明をパンフレットに追加しました。

契約申込時には、ウェブサイトや申込書で契約内容をお客様ご自身でご確認いただけるよう促すほか、長期火災保険については、チェックシート式の「契約内容確認書」をお客様にお送りし、契約内容のご確認とご署名をいただくことにしました。

事故連絡を受けたときについて

その事故についてどのような保険金が支払われるかを説明した案内文書をご契約者にお送りしています。

保険金支払時について

支払保険金に漏れが生じていないかを確実にチェックするため「支払漏れ防止チェックシート」を作成し、これを確認しながら保険金をお支払いしています。

事故受付から保険金支払までの各段階で保険金支払に関する手続きが適正かつ確実に行われていることを点検・確認できるようシステムを強化しました。

保険金支払時におけるルールや点検基準等を定めたマニュアルの改訂を実施し、保険金支払を実施する部門(損害サービス部)において徹底を図っております。

【付随的保険金支払漏れ防止のためのシステム強化】

事故受付時に事故関連情報をシステムに入力すると、どの保険金の支払対象となるかをシステムが自動的に判断し「保険金支払予定」としてチェック・登録します。システムで支払対象であるとの判断が不可能な場合は、担当者に注意を促すメッセージを表示します。担当者による判断が必要となる一部の特約などについては、システム判断の対象外とし、担当者が判断すべきケースを限定することで精度を高め、支払予定の保険金が漏れなく登録されるようにしました。登録されたすべての支払予定の保険金の支払いが終わるまで、該当事案は完了扱いになります。

保険金支払後の点検・モニタリングについて

保険金支払に関し、損害サービス部門の管理職や同部門管理組織が、日常業務の中で内容を検証することで、確実に確認する点検フローを明確にしました。

業務執行状況を監査する部門でも、保険金支払に関する監査を定期的に実施しています。

適正な業務運営のために

商品パンフレットなどを作成する際のガイドラインを見直し、補償内容や支払われる保険金、割引条件などについての説明がわかりやすいか、説明内容が適切かについて、コンプライアンス統括部門が審査・管理しています。

ご契約者保護についての社員の意識をさらに高めるため、損害サービス担当者教育において「ご契約者保護」や「コンプライアンス」に関する事項を増強しました。

商品開発の進捗管理ルールを定め、新商品の開発や商品改定の際には、商品開発部門・支払業務担当部門・システム部門・コンプライアンス担当部門などの関連部門が連携し、各開発段階において支払漏れ防止のための確認を行っています。

再発防止策の進捗管理

上記の保険金支払漏れ再発防止に向けた各施策については、定期的に経営陣が報告を受け、問題がある場合には速やかに原因分析や改善策の検討・対応策の実施を指示する態勢を整えました。現在、この態勢のもと、保険金支払に関する施策が確実に実行されていることを経営陣が定期的に確認しています。

リスク管理

IT技術の進歩、規制緩和などの社会・経済の急速な進展に伴い、損害保険会社を取巻くリスクは多様化・複雑化してきており、各種リスクに対する適切な管理の重要性が年々高まっています。

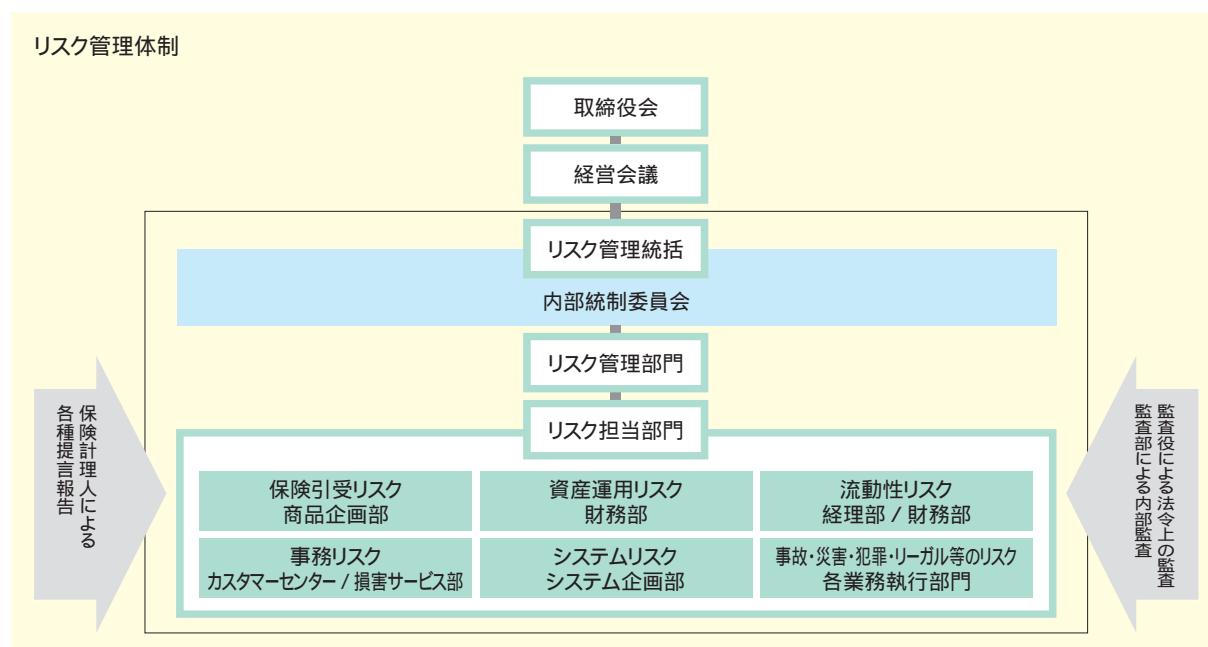
ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取組んでいます。

全社のリスク管理基本方針

経営を取り巻く各種リスクに対しては、管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行うことにより、長期安定的な収益の確保を目指します。

リスク管理体制

業務遂行に係る主要なリスクについて、個別にリスク管理方針を定めるとともに、リスク担当部門を定めてリスク管理に取組んでいます。



各リスクの概要とリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態

を十分に意識した基準を設けること、必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、または将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。当社ではリスク管理の一環として半年ごとに料率検証を行い、予想外に損害率が悪化した場合にどのような影響を被るか、損害額を算出するなどの検証を実施しています。

再保険リスクについて

再保険リスクと対処の概要

当社は、引受けを行った保険の責任(リスク)をすべて当社で負担するのではなく、再保険を設定(出再)することで、他の保険会社にリスクを移転しています。再保険設定後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この再保険設定に関連するリスクとして、主に次の2つのリスクがあります。

保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な再保険が設定されないこと

再保険先の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないこと

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、適格要件を満たした再保険先に対して再保険の手配を行っています。なお、再保険先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、確認すべき項目につき適切に点検のうえ、選定しています。

また、再保険の引受け(受再)を行う場合には、リスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

再保険リスク管理

保有・再保険に関する基本方針は、「保険引受リスク管理方針」の中で定めています。同管理方針の制定・改廃は、保険計理人・リスク管理部門の確認、経営会議の承認を経て、取締役会の承認により実施しています。

また、担当部門による再保険リスクの管理状況については、保険計理人・リスク管理部門によるモニタリング・了承を経て、経営会議に定期的に報告されています。なお、担当部門がリスク管理にかかわる重要事項を変更する場合には、リスク管理部門の承認を得たうえで、経営会議等の承認を得ることになっております。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。

当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するために主務官庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

「ストレステスト」は、あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分、長期就業不能所得補償保険(*1)の3つの契約区分で実施しています。「ストレステスト」で予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

「負債十分性テスト」は、「ストレステスト」で責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいれた契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

「ストレステスト」は、契約区分ごとに次のとおり事故発生率を設定しています。

ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

長期就業不能所得補償保険(*1)

新規の引受けを停止し母集団が小さくなっているため、実際の事故発生率によらず、保険料算出に用いた事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

「負債十分性テスト」は、「ストレステスト」における99%の確率を97.7%の確率におきかえて実施します。

テストの結果

テストの結果は以下のとおりです。

契約区分	ガン重点医療保険		長期就業不能所得補償保険 (*1)
	がん保障部分	医療保障部分	
ストレステスト	責任準備金だけで十分である	責任準備金だけで十分である	責任準備金は不足するおそれがある
危険準備金の積立額	積立不要	積立不要	0.1百万円
負債十分性テスト	実施不要	実施不要	実施
責任準備金の追加額			8.4百万円

長期就業不能所得補償保険については、母集団が小さく、事故発生率の変動に対応することおよび事業費をまかなうことができないため、将来の債務の履行にそなえて、危険準備金0.1百万円と追加責任準備金8.4百万円を積立てています。

(*1)長期就業不能所得補償保険については、2003年1月をもって新規の引受けを停止しました。

資産運用リスク

保有する資産の価値が変動するリスクや、投融資先が倒産するリスクなどがあり、その性格から、「市場関連リスク」「信用リスク」等に分類されています。

市場関連リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスク。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク。

当社では、保有する資産の特性に応じたリスクファクターを認識し、資産横断的なポートフォリオ全体のリスク状況を的確に把握・分析・コントロールすることなどを基本方針として「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。

また、予想外の大きな金融市場の混乱が発生した場合には、保険会社は、通常では考えられないような損失を被る可能性があります。当社では、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額など影響範囲を事前に分析したうえで、会社の経営が大きな影響を受けないように、あらかじめリスク管理指標に反映しています。

流動性リスク

保険料収入の減少や、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出や、市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当社ではキャッシュフローを予測し、資金効率を維持しつつ、流動性不足に陥らないよう流動性資産を十分に保有するとともに、投資目的などに応じて収益性・流動性を考慮した投資限度額を設定しています。

事務リスク

社員や代理店等が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」などの、法令等に則った各種業務に応じた規程やマニュアルを整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化ならびに検査結果、不祥事件などの状況を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの極小化に努めています。

システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことです。当社では、情報システムの安全確保およびお客様情報・会社情報の漏洩防止のため、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護の安全管理措置等に関する基本規程」を策定するとともに、「顧客情報保護規程」「社員情報取扱規則」「応募者情報取扱規則」「情報システムセキュリティポリシー」「情報システム利用基準」などを整備し、情報資産の保護に努めています。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムにおいては、全社を適用範囲とするJIS Q 27001:2006(ISO/IEC27001:2005)の認証を、2007年6月に取得しています。



IS515314/ISO(JIS Q)27001

事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、当社やグループ会社、または代理店などが、その生命・身体・情報・信用・業務遂行能力に被害を被るリスクのことです。当社では、各リスクについて危機対応方法などを明確にした「コンテンジエンシー対策基本規程」「大規模災害対策規程」などを策定しています。

データ編

目次

会社の概要

株主・株式の状況

株式分布状況および大株主	36
資本金の推移および最近の新株の発行	36
役員一覧	36
従業員の状況	36
沿革	37
会社の機構	37

2007年度(2008年3月期)の各種概況

事業の内容	38
事業の概況	38
事業の成果	39
会社が対処すべき課題	39
主要な経営指標等の推移	40
保険引受の状況	
正味収入保険料	41
元受正味保険料	41
受再正味保険料	41
国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	41
支払再保険料(出再正味保険料)	42
解約返戻金	42
保険引受利益	42
正味支払保険金・正味損害率	43
元受正味保険金	43
保険引受に係る事業費・正味事業費率	43
正味損害率・正味事業費率およびその合算率	43
受再正味保険金	44
回収再保険金	44
未収再保険金	44
出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	44
出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	45
出再保険料の格付ごとの割合	45
契約者配当金の額	45
損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	45
②期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	45
②事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	46
資産運用の状況	
資産運用方針	46
運用資産の概況	46
利息及び配当金收入・運用資産利回り(インカム利回り)	47
海外投融資残高	47
公共債の窓販実績	47
ソルベンシー・マージン比率	48

経理の状況

財務諸表

貸借対照表	50
損益計算書	53

本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。なお、一部の比率および利回りについては小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを表示しています。

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

1株当たり配当金等の推移

資産・負債の明細

現金及び預貯金	57
商品有価証券	57
保有有価証券	57
保有有価証券利回り(運用資産利回り)	57
有価証券残存期間別残高	58
業種別保有株式の額	58
貸付金の残存期間別の残高	58
担保別貸付金残高	58
使途別の貸付金残高および構成比	58
業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	58
規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	58
リスク管理債権の状況	58
債務者区分に基づいて区分された債権	59
有形固定資産および有形固定資産合計の残高	59
特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	59
保険契約準備金	60
責任準備金積立水準	60
引当金	61
貸付金償却の額	61
②資本金等の明細	61

損益の明細

有価証券売却損益および評価損	62
売買目的有価証券運用損益	62
事業費(含む損害調査費)	62
有形固定資産処分損益	62

時価情報等

有価証券	63
金銭の信託	64
デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	64
保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	64
先物外国為替取引	64
有価証券関連デリバティブ取引(に掲げるものを除く)	64
金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	64
連結財務諸表	64
財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書	65

保険のしくみ

損害保険用語の解説

開示項目一覧

会社の概要

株主・株式の状況

株式分布状況および大株主

(2008年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区南青山1-1-1	40万株	100%

当社の株主は、「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」1社のみです。

資本金の推移および最近の新株の発行

(2008年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	-	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

役員一覧

(2008年7月1日現在)

役 職	氏 名	主な委嘱および兼職の状況
代表取締役社長	やまもと 山本 真一	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役
取締役 専務執行役員	ふじやま 藤山 勇朗	
取 締 役	ふじかた 藤方 弘道	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役副社長 ソニー生命保険株式会社 取締役
取 締 役	このお 此尾 昌晃	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 広報・IR部長
常勤監査役	やじま 矢島 孝俊	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役
監 査 役	さの 佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役
監 査 役	まつやま 松山 芳樹	ソニー株式会社 経理部門 経理部統括部長
常務執行役員	みさか 三坂 則夫	損害サービス部長
執行役員	あおき 青木 隆	法務室長
執行役員	ふくや 福谷 仁良	
執行役員	ふくもと 福本 俊彦	カスタマーセンター部長、お客様の声対応推進部長
執行役員	さくま 佐久間 隆	ダイレクトマーケティング部長
執行役員	ふじい 藤井 信彦	タイアップマーケティング部長

従業員の状況

(2008年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	651名	38.1歳	3.4年	368千円

(注)1.従業員には、使用人兼務取締役、休職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。

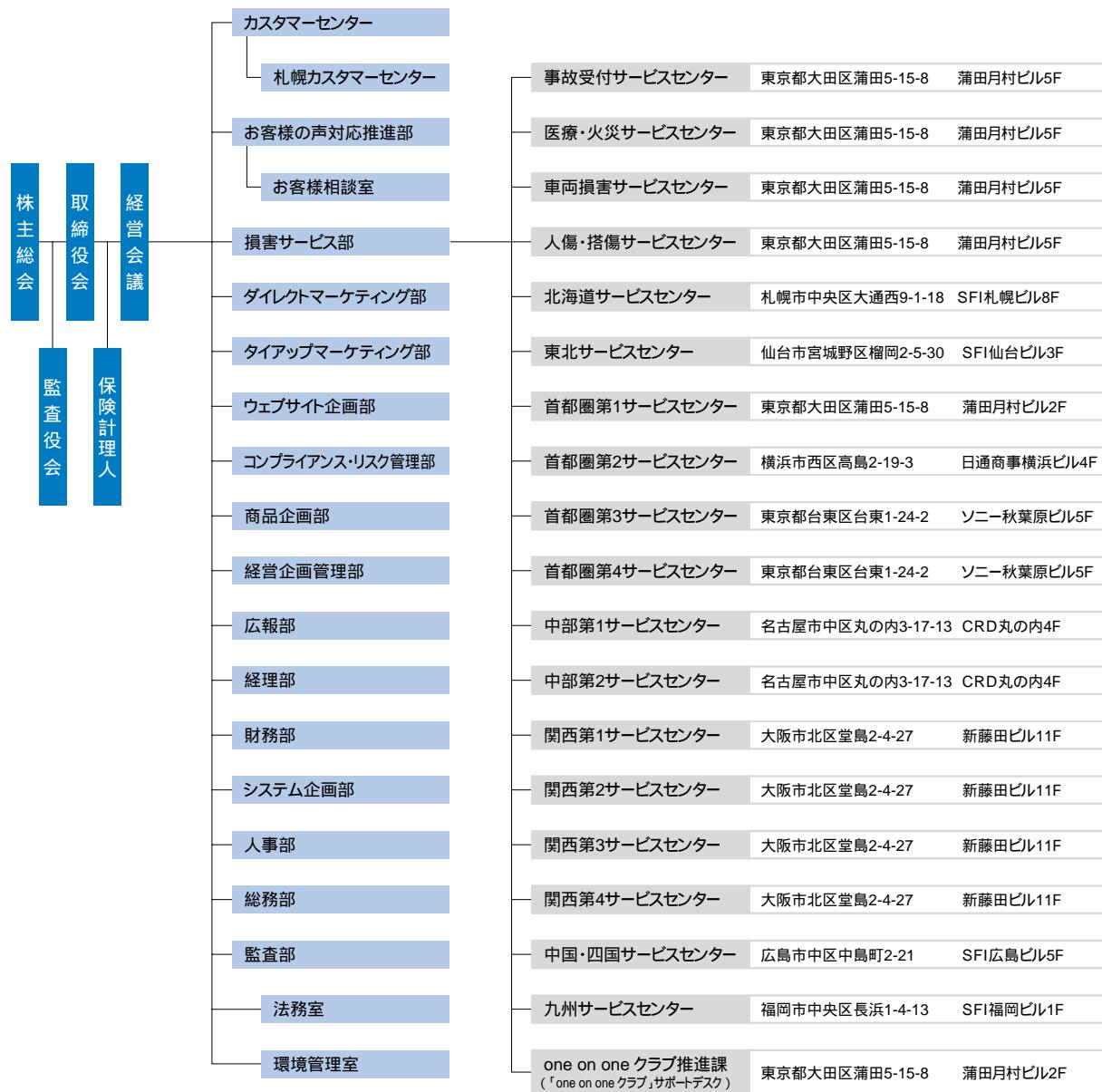
2.平均給与月額は2008年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。

3.平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

沿革

- 1998年 6月 ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
 1999年 7月 本社を東京都大田区におく
 1999年 8月 資本金を50億円とする(資本準備金50億円)
 1999年 9月 金融再生委員会より損害保険業の免許を取得
 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更
 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
 1999年10月 自動車保険の電話での申込受付開始
 2000年 7月 100億円増資し資本金100億円に(資本準備金100億円)
 2001年 8月 100億円増資し資本金150億円に(資本準備金150億円)
 2002年 6月 ガン重点医療保険販売開始
 2003年 6月 100億円増資し資本金200億円に(資本準備金200億円)
 2004年 4月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴いその傘下に入る

会社の機構



2008年6月1日現在

2007年度(2008年3月期)の各種概況

事業の内容

1999年10月、「ダイレクト保険会社」というビジネスモデルをベースに損害保険業界に参入し、開業時よりお客様ひとりひとりとのダイレクトな関係を大切にし、常にお客様にとっての新たな価値を提供すべくチャレンジしています。納得感のある保険料で、充実した補償を提供するリスク細分型の自動車保険と、幅広い保障を提供することをコンセプトとした医療保険を主に販売しています。

事業の概況

2007年度のわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加などにより、景気は緩やかな回復基調をとどりましたが、年度後半はサブプライムローン問題による金融市場の混乱や、原油価格・原材料価格の高騰などにより、景気の減速感が出始めました。こうした状況のなか、当社はトップレベルの成長の維持、サービスクオリティの一層の向上、お客様とのコミュニケーションの充実に取り組みました。

商品

主力商品の一つであるガン重点医療保険SURE シュア（以下、「SURE」）について商品改定を実施しました。今回の改定では、SUREの特長をいかしつつ、満60歳以降のガン以外の病気・ケガでの1入院の支払限度日数を2倍にする（*1）などの工夫を加えて将来の長生きリスクへの備えをさらに充実させた「SUREスマートフィット」を新設しました。また、すべてのSUREに「骨髄ドナーサポート特約」を導入し、骨髄ドナーとして骨髄幹細胞採取手術を受けるために入院した場合の経済的負担を軽減できるようにしました。さらに、ガン以外の病気・ケガでも日帰り入院から入院保険金をお支払いすることにしました。（*1）

顧客サービス

事故対応サービス

従来から実施しているお約束サービス「事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡」に加え、新たに「即日安心365」サービス（*2）の提供を開始しました。これは365日、平日・土日・休日にかかわらず、事故受付が完了した当日中の初期対応実施と対応結果のお客様へのご報告をお約束するサービスです。また、ウェブサイトに事故対応サービスを提供している社員のコメント、事故対応サービスを経験されたお客様1万人の声、ダイレクト保険会社の事故対応サービスで不安に思われるがちな点についての解説などを紹介する事故対応サービスに関するコンテンツを新たに追加しました。これによりお客様が事故時に感じる不安の早期解消が実現できると考えています。

契約手続時のサービス

ご契約いただいた際に保険証券や継続証と一緒にお客様にお送りしている「サービスガイド」（ご契約内容に変更が生じた場合や、事故にあわれた場合、お車の故障などのトラブルが発生した場合のご連絡方法やお手続き方法を記載した書類）について、お客様にとってのわかりやすさを追求し、紙面・文字サイズを拡大し、記載内容を再整理するなどの改善を実施しました。

今後もスローガンである「“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～」のもと、お客様にとって価値のある「ソニー損保ならではの違い」を感じていただけるよう、サービスの一層の充実に向けた取り組みを続けます。

マーケティング

費用対効果を重視しながら地上波によるテレビ広告を中心に行いました。また、データベースマーケティングの強化も図り、保険料収入の拡大に努めました。

そのほかの取り組み

情報資産保護のため、セキュリティマネジメントシステムの構築に積極的に取り組み、全社を登録対象とした「JIS Q 27001:2006（ISO/IEC27001:2005）」の認証を取得しました。また、企業の社会的責任（CSR）に対する取り組みにおいては、環境保全活動の一環として「グリーン電力証書システム」を2007年7月より導入し、日本自然エネルギー株式会社が提供する「グリーン電力証書」の発行を受けました。

（*1）ガンによる入院の場合は、従来から、年齢や商品タイプにかかわらず「日帰り入院」から「支払日数無制限」で入院保険金をお支払いしています。

（*2）曜日を問わず365日お電話での事故受付（初期対応に必要な情報の確認）が午後8時までに完了した、ソニー損保が示談交渉できる賠償事故の場合が対象です。（午後8時以降の事故受付分は翌日の対応となります）

事業の成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、2007年度の損益状況については、保険引受収益55,036百万円、資産運用収益567百万円等を合計した経常収益は55,649百万円となりました。一方、保険引受費用38,970百万円、資産運用費用5百万円、営業費及び一般管理費13,838百万円等を合計した経常費用は52,831百万円となり、この結果、経常利益は2,817百万円となりました。これに、特別損失、法人税等を加減した当期純利益は2,185百万円となりました。

保険引受の概況

保険引受の概況については、正味収入保険料は55,001百万円となりました。一方、正味支払保険金26,225百万円、損害調査費3,204百万円を計上した結果、正味損害率は53.5%となりました。

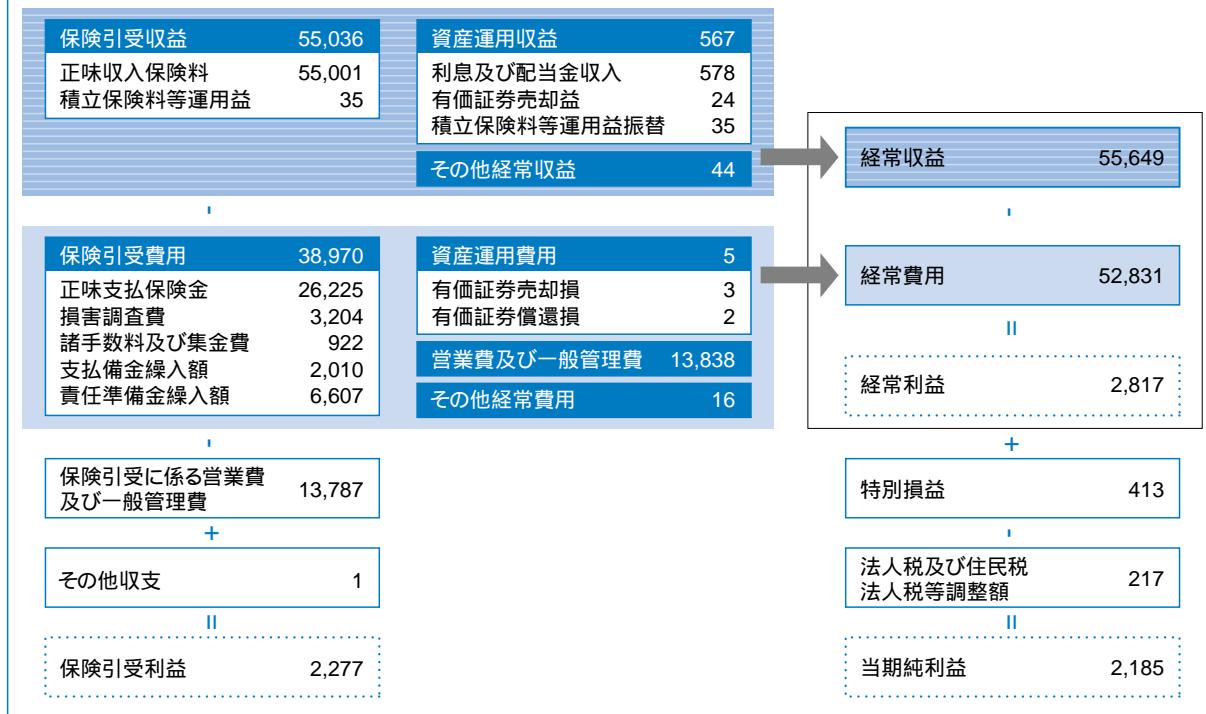
また、諸手数料及び集金費922百万円、保険引受に係る営業費及び一般管理費13,787百万円を計上した結果、正味事業費率は26.7%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受利益は2,277百万円となりました。

資産運用の概況

当期末の総資産は、前期末に比べ11,177百万円増加して78,645百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は前期末に比べ4,707百万円増加して59,368百万円となり、利息及び配当金収入は前期末に比べ136百万円増加の578百万円となりました。

決算のしくみ(2007年度(2008年3月期))

(単位:百万円)



会社が対処すべき課題

付随的な保険金の支払漏れおよび保険料の誤りに関し、お客様の信頼回復に向け、引き続き再発防止に向けた各種施策に全力で取組んでまいります。

また、これまでの営業活動を通じて蓄積したダイレクトモデルの運営ノウハウをさらに深耕するため各種施策を積極的に実施し、当社の事業基盤の確立と企業価値の最大化に全力を尽くします。

具体的には、以下を当社の対処すべき課題として積極的に取組みます。

収益ある持続的な成長(トップラインの拡大と収益力の強化)

顧客価値の高い新商品の開発・発売

高品質な事故対応サービス、顧客対応サービスの確立

法令遵守態勢の充実

業容拡大、機能向上に向けたシステム基盤の整備

さらに、当社はソニーフィナンシャルホールディングスグループの一員として、今後もソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社との連携強化に努め、お客様のニーズに合致したサービスを提供できるよう努力してまいります。

■ 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	30,785 (27.9%)	37,849 (22.9%)	45,278 (19.6%)	50,467 (11.5%)	55,001 (9.0%)
保険引受利益(は保険引受損失) (対前期増減率)	2,129 (-)	3,048 (-)	1,108 (-)	1,610 (-)	2,277 (41.4%)
経常収益 (対前期増減率)	31,066 (27.8%)	38,159 (22.8%)	45,703 (19.8%)	51,020 (11.6%)	55,649 (9.1%)
経常利益(は経常損失) (対前期増減率)	1,941 (-)	2,806 (-)	764 (-)	2,044 (-)	2,817 (37.8%)
当期純利益(は当期純損失) (対前期増減率)	1,330 (-)	1,981 (-)	441 (-)	1,598 (-)	2,185 (36.7%)
正味損害率	49.1%	51.9%	52.3%	53.6%	53.5%
正味事業費率	40.4%	34.6%	30.3%	26.3%	26.7%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	215 (15.2%)	274 (27.3%)	298 (8.9%)	442 (48.2%)	578 (30.9%)
運用資産利回り(インカム利回り)	0.72%	0.77%	0.71%	0.86%	0.99%
資産運用利回り(実現利回り)	0.63%	0.79%	0.86%	0.96%	1.02%
有価証券残高	27,747	32,932	44,067	51,155	56,237
貸付金残高	-	-	-	-	-
責任準備金残高	16,895	23,094	29,785	36,104	42,711
資本金 (発行済株式の総数)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)
純資産額	14,061	12,086	11,709	13,320	15,385
総資産額	40,121	46,685	56,103	67,468	78,645
積立勘定として経理された資産額	-	-	-	-	-
自己資本比率	35.0%	25.9%	20.9%	19.7%	19.6%
配当性向	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	1,383.5%	1,095.2%	976.1%	1,009.7%	1,073.9%
従業員数	423名	480名	532名	593名	651名

保険引受の状況

正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度			2006年度			2007年度		
		金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		21	0.0	385.1	12	0.0	42.7	16	0.0	35.1
海 上		38	0.1	72.2	43	0.1	14.6	52	0.1	20.3
傷 害		4,827	10.7	54.2	5,947	11.8	23.2	6,501	11.8	9.3
自 動 車		39,858	88.0	16.5	43,931	87.0	10.2	47,845	87.0	8.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		533	1.2	13.7	532	1.1	0.2	585	1.1	9.9
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		45,278	100.0	19.6	50,467	100.0	11.5	55,001	100.0	9.0

(注)正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

元受正味保険料

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度			2006年度			2007年度		
		金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		279	0.6	171.2	174	0.3	37.6	273	0.5	56.9
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		4,681	10.4	56.6	5,812	11.6	24.2	6,315	11.6	8.7
自 動 車		40,039	89.0	16.5	44,126	88.1	10.2	48,053	87.9	8.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		44,999	100.0	20.1	50,112	100.0	11.4	54,642	100.0	9.0
従 業 員 一 人 当 た り		84		8.4	84		0.1	83		0.7
元 受 正 味 保 険 料										

(注)1.元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他の返戻金)

2.従業員一人当たり元受正味保険料 = 元受正味保険料 ÷ 従業員数

3.当社には積立保険料はありません。

受再正味保険料

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度			2006年度			2007年度		
		金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		9	0.8	-	4	0.4	49.6	4	0.4	2.7
海 上		506	41.9	19.9	534	43.8	5.6	588	42.7	10.0
傷 害		157	13.0	1.8	146	12.0	6.8	196	14.3	33.9
自 動 車		0	0.1	27.8	1	0.1	21.0	1	0.1	13.3
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		533	44.2	13.7	532	43.7	0.2	585	42.5	9.9
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,208	100.0	15.3	1,220	100.0	1.0	1,376	100.0	12.8

(注)受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他の返戻金)

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	2005年度	2006年度	2007年度
国 内 契 約	100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約	-	-	-

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)
について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火災	2005年度	267	28.8	167	19.3	262	25.8
海上	2005年度	468	50.4	490	56.7	535	52.6
傷害	2005年度	11	1.2	11	1.4	10	1.0
自動車	2005年度	181	19.6	196	22.7	209	20.6
自動車損害賠償責任	2005年度	-	-	-	-	-	-
その他	2005年度	-	-	-	-	-	-
合計	2005年度	929	100.0	865	100.0	1,017	100.0

(注)支払再保険料 = 再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火災	2005年度	2	-	1	-	3	-
海上	2005年度	-	-	-	-	-	-
傷害	2005年度	0	-	0	-	-	-
自動車	2005年度	481	-	512	-	548	-
自動車損害賠償責任	2005年度	9	-	11	-	13	-
その他	2005年度	-	-	-	-	-	-
合計	2005年度	494	-	525	-	564	-

(注)解約返戻金は、元受解約返戻金および受再解約返戻金の合計額です。

保険引受利益

(単位:百万円)

区分	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
保険引受収益	2005年度	45,298	-	50,495	-	55,036	-
保険引受費用	2005年度	33,477	-	36,465	-	38,970	-
営業費及び一般管理費	2005年度	12,928	-	12,418	-	13,787	-
その他の収支	2005年度	0	-	0	-	1	-
保険引受利益	2005年度	1,108	-	1,610	-	2,277	-

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

3. 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

[保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火災	2005年度	8	-	36	-	10	-
海上	2005年度	123	-	142	-	197	-
傷害	2005年度	253	-	724	-	931	-
自動車	2005年度	987	-	707	-	1,138	-
自動車損害賠償責任	2005年度	-	-	-	-	-	-
その他	2005年度	-	-	-	-	-	-
合計	2005年度	1,108	-	1,610	-	2,277	-

正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度			2006年度			2007年度		
		金額	構成比(%)	正味損害率(%)	金額	構成比(%)	正味損害率(%)	金額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災	0	0.0	22.3	0	0.0	45.8	0	0.0	63.1	
海 上	5	0.0	13.6	21	0.1	49.6	25	0.1	47.9	
傷 害	724	3.4	17.1	928	3.8	17.5	1,205	4.6	21.0	
自 動 車	20,073	95.0	56.5	22,802	94.4	58.2	24,546	93.6	57.6	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	321	1.5	60.2	399	1.7	74.9	447	1.7	76.5	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	21,124	100.0	52.3	24,151	100.0	53.6	26,225	100.0	53.5	

(注)1. 正味支払保険金 = 元受正味保険金 + 受再正味保険金 - 回収再保険金

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火 災	0	0.0	1	0.0	1	0.0	
海 上	-	-	-	-	-	-	-
傷 害	685	3.3	889	3.7	1,165	4.5	
自 動 車	20,245	96.7	22,950	96.3	24,543	95.5	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
合 計	20,931	100.0	23,841	100.0	25,710	100.0	

(注)元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区分	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
保 険 引 受 に 係 る 事 業 費		13,709		13,284		14,709	
保険引受に係る営業費及び一般管理費		12,928		12,418		13,787	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		780		865		922	
正 味 事 業 費 率		30.3%		26.3%		26.7%	

(注)正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位: %)

種目	年 度	2005年度			2006年度			2007年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	22.3	160.8	138.6	45.8	55.9	10.1	63.1	214.8	151.6	
海 上	13.6	353.7	340.1	49.6	390.4	340.8	47.9	371.8	323.9	
傷 害	17.1	30.3	47.4	17.5	17.3	34.8	21.0	19.6	40.6	
自 動 車	56.5	31.2	87.6	58.2	28.3	86.5	57.6	28.6	86.2	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	60.2	-	60.2	74.9	-	74.9	76.5	-	76.5	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	52.3	30.3	82.5	53.6	26.3	79.9	53.5	26.7	80.3	

(注)合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

受再正味保険金

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火 災	-	-	-	-	-	-	-
海 上	53	12.9	218	33.2	253	34.0	
傷 害	39	9.4	39	6.0	42	5.7	
自 動 車	2	0.6	0	0.1	0	0.1	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	321	77.1	399	60.6	447	60.2	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
合 計	416	100.0	658	100.0	744	100.0	

(注)受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

回収再保険金

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火 災	0	0.1	1	0.5	1	0.5	
海 上	48	21.6	197	56.6	227	99.0	
傷 害	-	-	-	-	3	1.6	
自 動 車	175	78.3	149	42.9	2	1.1	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
合 計	223	100.0	348	100.0	230	100.0	

(注)回収再保険金 = 再保険金 - 再保険金割戻

未収再保険金

(単位:百万円)

種目	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金		23 (-)		35 (-)		141 (-)	
当 該 年 度 に 回 収 で き る 事 由 が 発 生 し た 額		223 (-)		348 (-)		230 (3)	
当 該 年 度 回 収 等		212 (-)		241 (-)		295 (3)	
年 度 末 の 未 収 再 保 険 金		35 (-)		141 (-)		76 (-)	

(注)1.地震・自賠責保険に係る金額を除いてあります。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位: %)

種目	年 度	2005年度			2006年度			2007年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	47.0	720.5	767.5	39.7	341.9	381.6	44.6	284.3	329.0	
海 上	46.9	2.7	49.5	43.0	2.6	45.6	36.1	2.6	38.7	
傷 害	42.5	60.8	103.3	36.0	33.9	69.8	37.4	32.9	70.3	
(医 療)				(-)			(-)			
(が ん)				(36.2)			(36.9)			
(介 護)				(-)			(-)			
(そ の 他)				(32.7)			(44.9)			
自 動 車	65.5	33.0	98.5	65.9	29.3	95.2	64.2	29.7	93.9	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	63.9	34.5	98.4	63.7	29.4	93.1	61.8	29.7	91.5	

(注)1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2.発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

3.事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受けに係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

4.合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5.出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6.出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2007年度	4(1)	100(100)
2006年度	3(1)	100(100)

(注)1.出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

出再保険料の格付ごとの割合

(単位: %)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2007年度	100 (100)	(-)	(-)	100 (100)
2006年度	100 (100)	(-)	(-)	100 (100)

(注)1.特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
格付区分の方法
S&P社とAMBest社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は低い方の格付けを使用しています。(A - は、「A以上」に区分しています。)
2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

契約者配当金の額 該当ありません。

損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

【2007年度】

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	497百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

【2006年度】

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	453百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

(注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2007年度	12,460	6,754	6,080	374
2006年度	10,099	6,125	4,951	978

(注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3.当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

② 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

「自動車保險」

(单位:百万円)

事故発生年度		2006年度			2007年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払済金	事故発生年度末	24,330			26,251		
	1年後	24,469	1.0	138			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		24,469			26,251		
累計保険金		21,379			18,182		
支払準備金		3,090			8,069		

「傷害保險」

(单位:百万元)

事故発生年度		2006年度			2007年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払預金	事故発生年度末	967			1,106		
	1年後	966	1.0	0			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		966			1,106		
累計保険金		947			773		
支払備金		18			333		

「賠償保險」

(单位:百万元)

事故発生年度			2006年度			2007年度		
累計保険金+支払備金	事故発生年度末		金額	比率	変動	金額	比率	変動
	事故発生年度末	年後	-	-	-	-	-	-
	1年後		-	-	-	-	-	-
	2年後		-	-	-	-	-	-
	3年後		-	-	-	-	-	-
	4年後		-	-	-	-	-	-
最終損害見積り額			-	-	-	-	-	-
累計保険金			-	-	-	-	-	-
支払備金			-	-	-	-	-	-

(注)1 国内元受契約に係る出庫控除前の金額であります

②「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

「変動」欄には前年度末における累計保険金と支払保全金の合計額が記載されています。

3. 安価車側には、以下の手続が求められる。
① 手続の申立書(車両登録証明書)を提出する。
② 車両登録証明書の提出時に、車両登録料金を支払う。
③ 車両登録料金の支払い後、車両登録証明書を交付される。

資産運用の状況

資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目指しています。

運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用などにより、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

運用資産の概況

(单位:百万吨)

区分	年度		2005年度末		2006年度末		2007年度末	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預 貯 金 口 一 ル 現 金 券 貸 借 取 引 支 払 金 現 金 商 品 有 価 金 銭 の 有 価 金 金 額 付 付 土 地 建 物 用 資 産 総 資 産	1,470 - - - - - - - - - 44,067 - - 111 45,648 56,103	2.6 - - - - - - - - - 78.5 - - 0.2 81.4 100.0	1,976 1,400 - - - - - - - - 51,155 - - 128 54,661 67,468	2.9 2.1 - - - - - - - - 75.8 - - 0.2 81.0 100.0	2,929 - - - - - - - - - 56,237 - - 201 59,368 78,645	3.7 - - - - - - - - - 71.5 - - 0.3 75.5 100.0		

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		金額	利回り(%)	金額	利回り(%)	金額	利回り(%)
預 貯 金		0	0.00	0	0.01	3	0.15
コ ル 口 ン		-	-	1	0.19	0	0.34
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 錢 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 價 証 券		-	-	-	-	-	-
金 錢 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 價 証 券	298	0.78	440	0.90	574	1.03	
貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物	-	-	-	-	-	-	-
小 計	298	0.71	442	0.86	578	0.99	
そ の 他	0		0		0		
合 計	298		442		578		
資 産 運 用 利 回 り(実 現 利 回 り)		0.86		0.96		1.02	
(参 考) 時 価 総 合 利 回 り		1.10		0.99		0.72	

(注)1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2.平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

3.利回りの計算方法

(1)運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。

・分子 = 利息及び配当金収入

・分母 = 取得原価または償却原価による平均残高

(2)資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。

・分子 = 資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用

・分母 = 取得原価または償却原価による平均残高

(3)時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。

・分子 = (資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用) + (当期末評価差額 * - 前期末評価差額 *)

・分母 = 取得原価または償却原価による平均残高 + その他有価証券に係る前期末評価差額 *

* 税効果控除前の金額による

海外投融資残高

(単位:百万円)

区分	年 度	2005年度末		2006年度末		2007年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
外貨建	外 国 公 社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	-
円貨建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	外 国 公 社 債	1,614	100.0	909	100.0	807	100.0
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
計		1,614	100.0	909	100.0	807	100.0
合 計		1,614	100.0	909	100.0	807	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り							
運用資産利回り(インカム利回り)		2.32%		2.52%		2.59%	
資産運用利回り(実現利回り)		2.32%		2.52%		2.59%	
(参考)時価総合利回り		2.30%		2.54%		2.59%	

(注)1.「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息配当金収入 ÷ 取得原価または償却原価による平均残高」により算出したものです。

2.「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用) ÷ 取得原価または償却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。

公共債の窓販実績

該当ありません。

ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

年 度 区 分	2003年度末	2004年度末	2005年度末	2006年度末	2007年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	16,615	15,845	16,952	20,186	23,977
(B) リスクの合計額	2,401	2,893	3,473	3,998	4,465
ソルベンシー・マージン比率 (C)=(A)/(B)×1/2	1,383.5%	1,095.2%	976.1%	1,009.7%	1,073.9%

(注)上記の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

【ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額:上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{資本・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受け上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

予定利率上の危険(予定利率リスク)

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

資産運用上の危険(資産運用リスク)

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

経営管理上の危険(経営管理リスク)

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記～および以外のもの

巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本・基金、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(単位:百万円)

年 度 区 分	2006年度末	2007年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	20,186	23,977
資本金または基金等(純資産の部合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額)	13,222	15,408
価 格 变 動 準 備 金	25	36
危 険 準 備 金	-	2
異 常 危 険 準 備 金	6,800	8,553
一 般 貸 倒 引 当 金	-	-
その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)	137	23
土地含み損益×85%(評価損の場合は100%)	-	-
払 戻 積 立 金 超 過 額	-	-
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-	-
意図的保有による控除額	-	-
そ の 他	-	-
(B) リ ス ク の 合 計 額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2 + R_5 + R_6}$	3,998	4,465
一般保険リスク(R1)	3,408	3,701
第三分野保険の保険リスク(R2)	-	0
予定利率リスク(R3)	-	6
資産運用リスク(R4)	231	306
経営管理リスク(R5)	122	138
巨大災害リスク(R6)	458	611
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / (B) \times 1/2] \times 100$	1,009.7%	1,073.9%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、当年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前年度末と当年度末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出しております。

ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当や役員賞与など社外へ流れる予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。
2. 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金です。
3. 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である危険準備金です。
4. 異常危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したものです。
5. 一般貸倒引当金 貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金です。当社は該当ありません。
6. その他有価証券の評価差額 その他有価証券(「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の有価証券)に係る評価差額です。
7. 土地含み損益 土地および借地権等の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額です。当社は該当ありません。
8. 払戻積立金超過額 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」の超過積立額です。当社は該当ありません。
9. 負債性資本調達手段等 労後ローンの借入や労後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものです。当社は該当ありません。
10. 意図的保有による控除額 他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。
11. そ の 他 純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額などです。当社は該当ありません。

経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「あらた監査法人」の監査を受けています。

財務諸表

貸借対照表

<資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度		2006年度(2007年3月31日現在)		2007年度(2008年3月31日現在)		比較増減
			金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)							
現 金 及 び 預 貯 金		1,977	2.93	2,929	3.73		952
現 金		0		0			
預 貯 金		1,976		2,929			
コ ー ル 口 一 ノ		1,400	2.08	—	—		1,400
有 働 価 証 券		51,155	75.82	56,237	71.51		5,081
国 債		1,712		2,316			
地 方 債		37,088		35,794			
社 債		8,081		13,491			
外 国 証 券		909		807			
そ の 他 の 証 券		3,363		3,828			
有 形 固 定 資 産		165	0.24	231	0.29		66
建 物		128		201			
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		36		29			
無 形 固 定 資 産		2,119	3.14	4,075	5.18		1,956
ソ フ ト ウ ェ ア		1,246		1,013			
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		838		3,024			
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		34		36			
そ の 他 資 産		7,728	11.46	10,736	13.65		3,007
未 収 保 險 料		914		963			
再 保 險 貸		176		112			
外 国 再 保 險 貸		8		—			
未 収 収 金		4,664		7,278			
未 収 収 益		146		138			
預 託 金		36		354			
地 震 保 險 預 託 金		14		19			
仮 払 金		1,768		1,869			
繰 延 税 金 資 産		2,922	4.33	4,434	5.64		1,512
資 产 の 部 合 計		67,468	100.00	78,645	100.00		11,177

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度		2006年度(2007年3月31日現在)		2007年度(2008年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)		
(負債の部)							
保 険 契 約 準 備 金	48,340	71.65	56,958	72.42		8,618	
支 払 備 金	12,236		14,246				
責 任 準 備 金	36,104		42,711				
そ の 他 負 債	4,888	7.25	5,284	6.72		395	
再 保 険 借	172		177				
外 国 再 保 険 借	1		7				
未 払 法 人 税 等	156		516				
預 り 金	4		4				
未 払 金	2,388		2,115				
仮 受 金	2,165		2,462				
退 職 給 付 引 当 金	378	0.56	412	0.52		34	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	-	39	0.05		39	
賞 与 引 当 金	514	0.76	529	0.67		14	
特 別 法 上 の 準 備 金	25	0.04	36	0.05		11	
価 格 变 動 準 備 金	25		36				
負 債 の 部 合 計	54,147	80.26	63,260	80.44		9,113	
(純資産の部)							
資 本 金	20,000	29.64	20,000	25.43		-	
資 本 剰 余 金	20,000	29.64	20,000	25.43		-	
資 本 準 備 金	20,000		20,000				
利 益 剰 余 金	26,777	39.69	24,591	31.27		2,185	
そ の 他 利 益 剰 余 金	26,777		24,591				
繰 越 利 益 剰 余 金	26,777		24,591				
株 主 資 本 合 計	13,222	19.60	15,408	19.59		2,185	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	97	0.14	23				
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	97	0.14	23	0.03		121	
純 資 産 の 部 合 計	13,320	19.74	15,385	19.56		2,064	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	67,468	100.00	78,645	100.00		11,177	

【貸借対照表の注記(2007年度)】

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - (1)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
 - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (3)その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っています。
(会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、2007年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
(追加情報)
法人税法の改正に伴い、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費並びに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
3. 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
6. 役員退職慰労引当金は、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
(表示方法の変更)
前事業年度において「退職給付引当金」として掲記されていたもののうち役員退職慰労引当金は、当事業年度から「役員退職慰労引当金」と表示しております。なお、前事業年度の「退職給付引当金」に含まれている役員退職慰労引当金は27百万円であります。
7. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
10. 当社は、親会社ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の株式公開により、ソニー株式会社の完全子会社ではなくなったことから、同社を連結親法人とする連結納税制度から離脱しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12. 有形固定資産の減価償却累計額は212百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は15百万円であります。
14. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	436百万円
未認識数理計算上の差異	23百万円
退職給付引当金	412百万円
 - (2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	1.4%
数理計算上の差異の処理年数	10年
15. 縱延税金資産の総額は4,457百万円であります。また、縱延税金資産から評価性引当額として控除した額は22百万円であります。
縱延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金3,139百万円、支払備金518百万円であります。
16. (1)支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	14,741百万円
同上にかかる出再支払備金	662百万円
差引(イ)	14,079百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	167百万円
計(イ+口)	14,246百万円
- (2)責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	33,706百万円
同上にかかる出再責任準備金	752百万円
差引(イ)	32,953百万円
その他の責任準備金(口)	9,758百万円
計(イ+口)	42,711百万円
17. 1株当たりの純資産額は、38,462円76銭であります。
算定上の基礎である純資産額は15,385百万円であり、期末発行済株式数は400千株であります。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2006年度 〔2006年4月1日から 2007年3月31日まで〕	2007年度 〔2007年4月1日から 2008年3月31日まで〕	比較増減
経 常 収 益		51,020	55,649	4,628
保 険 引 受 収 益		50,495	55,036	4,540
正 味 収 入 保 険 料		50,467	55,001	4,533
積 立 保 険 料 等 運 用 益		28	35	7
資 産 運 用 収 益		464	567	102
利 息 及 び 配 当 金 収 入		442	578	136
有 価 証 券 売 却 益		50	24	26
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		28	35	7
そ の 他 経 常 収 益		60	44	15
経 常 費 用		48,975	52,831	3,855
保 険 引 受 費 用		36,465	38,970	2,505
正 味 支 払 保 険 金		24,151	26,225	2,073
損 害 調 査 費		2,894	3,204	309
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		865	922	56
支 払 備 金 繰 入 額		2,235	2,010	224
責 任 準 備 金 繰 入 額		6,318	6,607	289
資 産 運 用 費 用		3	5	2
有 価 証 券 売 却 損		3	3	0
有 価 証 券 償 戻 損		-	2	2
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		12,458	13,838	1,380
そ の 他 経 常 費 用		48	16	31
経 常 利 益		2,044	2,817	772
特 別 利 益		-	-	-
特 別 損 失		10	413	403
固 定 資 産 処 分 損		0	0	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		10	11	1
価 格 变 動 準 備 金		10	11	1
そ の 他 特 別 損 失		-	402	402
税 引 前 当 期 純 利 益		2,034	2,403	368
法 人 税 及 び 住 民 税		1,179	1,674	495
法 人 税 等 調 整 額		744	1,457	713
当 期 純 利 益		1,598	2,185	586

【損益計算書の注記(2007年度)】

1. 関係会社との取引による収益総額は15百万円、費用総額は108百万円であります。
- 2 (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 支払保険料 | 56,018百万円 |
| 支払再保険料 | 1,017百万円 |
| 差引 | 55,001百万円 |
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 支払保険金 | 26,455百万円 |
| 回収再保険金 | 230百万円 |
| 差引 | 26,225百万円 |
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 支払諸手数料及び集金費 | 1,254百万円 |
| 出再保険手数料 | 331百万円 |
| 差引 | 922百万円 |
- (4) 支払備金繰入額(　は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------------------|----------|
| 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、口に掲げる保険を除く) | 2,062百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額 | 63百万円 |
| 差引(イ) | 1,999百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口) | 11百万円 |
| 計(イ+口) | 2,010百万円 |
- (5) 責任準備金繰入額(　は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------|----------|
| 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) | 4,831百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額 | 136百万円 |
| 差引(イ) | 4,695百万円 |
| その他の責任準備金繰入額(口) | 1,912百万円 |
| 計(イ+口) | 6,607百万円 |
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 預貯金利息 | 3百万円 |
| コールローン利息 | 0百万円 |
| 有価証券利息・配当金 | 574百万円 |
| その他利息・配当金 | 0百万円 |
| 計 | 578百万円 |

3. 1株当たりの当期純利益は、5,464円17銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は2,185百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

4. その他特別損失は、退職一時金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う退職給付制度の終了による損失であります。

5. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は88百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	81百万円
利息費用	5百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1百万円
計	88百万円

6. 当事業年度における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は9.1%であり、この差異の主要な内訳は、評価性引当額の減少 25.9%であります。

7. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社 フロンティック		なし	業務委託	メディア・ブランディング業務等の委託	2,779	未払金	306

(注)1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等
取引条件につきましては、一般的な取引条件と同様に決定しております。

8. ガン重点医療保険に係る責任準備金の算出方法をより合理的な方法に変更したため、当事業年度の責任準備金繰入額が503百万円減少しております。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

【2007年度(2007年4月1日から2008年3月31日まで)】

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
前事業年度末残高	20,000	20,000	26,777	13,222	97	13,320		
当事業年度変動額								
当期純利益	-	-	2,185	2,185	-	2,185		
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	121	121		
当事業年度変動額合計	-	-	2,185	2,185	121	2,064		
当事業年度末残高	20,000	20,000	24,591	15,408	23	15,385		

【2006年度(2006年4月1日から2007年3月31日まで)】

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
前事業年度末残高	20,000	20,000	28,376	11,623	86	11,709		
当事業年度変動額								
当期純利益	-	-	1,598	1,598	-	1,598		
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	11	11		
当事業年度変動額合計	-	-	1,598	1,598	11	1,610		
当事業年度末残高	20,000	20,000	26,777	13,222	97	13,320		

【株主資本等変動計算書の注記(2007年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりであります。

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式 普通株式	400	-	-	400

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度		比較増減
	2006年度 〔2006年4月1日から 2007年3月31日まで〕	2007年度 〔2007年4月1日から 2008年3月31日まで〕	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益	2,034	2,403	368
減価償却費	683	576	106
支払備金の増加額	2,235	2,010	224
責任準備金の増加額	6,318	6,607	289
退職給付引当金の増加額	72	61	11
役員退職慰労引当金の増加額	-	12	12
賞与引当金の増加額	130	14	115
価格変動準備金の増加額	10	11	1
利息及び配当金収入	442	578	136
有価証券関係損益()	47	18	29
有形固定資産関係損益()	0	0	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	2,247	3,016	769
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	38	1,191	1,229
小計	8,708	9,274	566
利息及び配当金の受取額	686	750	63
法人税等の支払額	152	2,470	2,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,242	7,554	1,687
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	21,974	35,977	14,003
有価証券の売却・償還による収入	15,993	31,039	15,045
小計	5,980	4,938	1,041
(+)	(3,261)	(2,615)	(646)
有形固定資産の取得による支出	50	103	52
有形固定資産の売却による収入	1	-	1
その他	-	2,495	2,495
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,030	7,537	1,507
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増加額	3,212	17	3,195
現金及び現金同等物期首残高	3,528	6,740	3,212
現金及び現金同等物期末残高	6,740	6,757	17

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2007年度)】

1.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

2.前事業年度において、「退職給付引当金の増加額」として掲記されていたもののうち役員退職慰労引当金の増加額は、当事業年度から「役員退職慰労引当金の増加額」と表示しております。

3.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係
(2008年3月31日現在)

現金及び預貯金	2,929百万円
有価証券	56,237百万円
現金同等物以外の有価証券	52,409百万円
現金及び現金同等物	6,757百万円

4.投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

年 度		2005年度末	2006年度末	2007年度末
科 目				
資産の部	現金及び預貯金	1,470	1,977	2,929
	コール口寸	-	1,400	-
	有価証券	44,067	51,155	56,237
	不動産及び動産	152	-	-
	有形固定資産	-	165	231
	無形固定資産	-	2,119	4,075
	その他の資産	8,228	7,728	10,736
繰延税金資産	繰延税金資産	2,184	2,922	4,434
	資産の部合計	56,103	67,468	78,645
負債の部	保険契約準備金	39,786	48,340	56,958
	その他の負債	3,900	4,888	5,284
	退職給付引当金	305	378	412
	役員退職慰労引当金	-	-	39
	賞与引当金	384	514	529
	価格変動準備金	15	25	36
	負債の部合計	44,393	54,147	63,260
純資産の部	資本の本金	20,000	-	-
	資本の剰余金	20,000	-	-
	利益剰余金	28,376	-	-
	当期純利益	441	-	-
	株式等評価差額金	86	-	-
	資本の部合計	11,709	-	-
	負債及び資本の部合計	56,103	-	-
資本の部	資本の本金	-	20,000	20,000
	資本の剰余金	-	20,000	20,000
	利益剰余金	-	26,777	24,591
	株主資本合計	-	13,222	15,408
	評価・換算差額等合計	-	97	23
	純資産の部合計	-	13,320	15,385
	負債及び純資産の部合計	-	67,468	78,645

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

年 度		2005年度	2006年度	2007年度
科 目				
経常収益		45,703	51,020	55,649
保険引受収益		45,298	50,495	55,036
(うち正味収入保険料)		45,278	50,467	55,001
資産運用収益		349	464	567
(うち利息及び配当金収入)		298	442	578
(うち有価証券売却益)		70	50	24
その他経常収益		55	60	44
経常費用		46,467	48,975	52,831
保険引受費用		33,477	36,465	38,970
(うち正味支払保険金)		21,124	24,151	26,225
(うち損害調査費)		2,535	2,894	3,204
(うち諸手数料及び集金費)		780	865	922
資産運用費用		8	3	5
(うち有価証券売却損)		7	3	3
営業費及び一般管理費		12,966	12,458	13,838
その他経常費用		15	48	16
経常利益(は経常損失)		764	2,044	2,817
特別利益		-	-	-
特別損失		35	10	413
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)		799	2,034	2,403
法人税及び住民税		166	1,179	1,674
法人税等調整額		524	744	1,457
当期純利益(は当期純損失)		441	1,598	2,185
前期繰越利益(は前期繰越損失)		27,934	-	-
当期末処分利益(は当期末処理損失)		28,376	-	-

1株当たり配当金等の推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	2005年度末	2006年度末	2007年度末
1 株 当 た り 配 当 額	-	-	-
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	1,102円97銭	3,997円46銭	5,464円17銭
配 当 性 向	-	-	-
従 業 員 一 人 当 た り 総 資 産	105	113	120

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位:百万円)

年 度 区 分	2005年度末	2006年度末	2007年度末
現 金	0	0	0
預 貯 金	1,470	1,976	2,929
郵 便 振 替 ・ 郵 便 貯 金	35	50	43
当 座 預 金	25	1,439	-
普 通 預 金	1,409	487	2,886
通 知 預 金	-	-	-
定 期 預 金	-	-	-
合 計	1,470	1,977	2,929

商品有価証券

該当ありません。

保有有価証券

(単位:百万円)

年 度 区 分	2005年度末		2006年度末		2007年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国 債	1,294	2.9	1,712	3.3	2,316	4.1
地 方 債	29,163	66.2	37,088	72.5	35,794	63.6
社 債	9,937	22.5	8,081	15.8	13,491	24.0
株 式	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	1,614	3.7	909	1.8	807	1.4
そ の 他 の 証 券	2,058	4.7	3,363	6.6	3,828	6.8
合 計	44,067	100.0	51,155	100.0	56,237	100.0

保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位: %)

年 度 区 分	2005年度	2006年度	2007年度
公 社 債	0.75	0.90	1.05
株 式	-	-	-
外 国 証 券	2.32	2.52	2.59
そ の 他 の 証 券	0.03	0.25	0.47
合 計	0.78	0.90	1.03
資 产 運 用 利 回 り	0.94	1.00	1.06
(参考) 時価総合利回り	1.20	1.03	0.74

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	年 度	2007年度末							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 期間の定めのないものを含む)		
国 債	-	596	303	-	-	-	1,415	2,316	
地 方 債	11,132	13,195	9,588	132	566	1,179	35,794		
社 債	8,034	2,291	2,060	392	189	523	13,491		
株 式	-	-	-	-	-	-	-		
外 国 証 券	-	201	400	100	-	105	807		
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	3,828	3,828		
合 計	19,166	16,285	12,352	624	755	7,052	56,237		

(単位:百万円)

区分	年 度	2006年度末							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 期間の定めのないものを含む)		
国 債	-	594	-	-	-	-	1,118	1,712	
地 方 債	11,553	13,096	8,188	3,152	302	794	37,088		
社 債	5,678	806	1,118	229	115	132	8,081		
株 式	-	-	-	-	-	-	-		
外 国 証 券	100	99	102	500	-	106	909		
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	3,363	3,363		
合 計	17,332	14,597	9,409	3,883	418	5,514	51,155		

業種別保有株式の額

該当ありません。

貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

担保別貸付金残高

該当ありません。

使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	年 度	2006年度末		2007年度末	
		破 經 先 債 権	延 滞 債 権	3カ月以上延滞債権	貸付条件緩和債権
破 經 先 債 権	-	-	-	-	-
延 滞 債 権	-	-	-	-	-
3カ月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸付条件緩和債権	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-

(注)1.破 經 先 債 権 元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。

2.延 滞 債 権 未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ること目的として利息の支払いを猶予したものの以外のものです。

3.3カ月以上延滞債権 元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4.貸付条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ること目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2006年度末	2007年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権		-	-
危 險 債 権		-	-
要 管 理 債 権		-	-
正 常 債 権		-	-
合 計		-	-

(注)1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権とこれらに準ずる債権です。

- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収や利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に掲げる債権を除く)であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および3カ月以上延滞貸付金に該当しない債権です。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権以外のものに区分される債権です。

有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2005年度末	2006年度末	2007年度末
土 地		-	-	-
營 業 用		-	-	-
賃 貸 用		-	-	-
建 物		111	128	201
營 業 用		111	128	201
賃 貸 用		-	-	-
建 設 仮 勘 定		-	-	-
營 業 用		-	-	-
賃 貸 用		-	-	-
計		111	128	201
營 業 用		111	128	201
賃 貸 用		-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		41	36	29
有 形 固 定 資 產 合 計		152	165	231

特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

保険契約準備金

[支払備金]

(単位:百万円)

種目	年 度	年度		
		2005年度末	2006年度末	2007年度末
火	災	-	-	0
海	上	19	20	16
傷	害	406	456	542
自	車	9,440	11,603	13,520
自	損	134	155	167
そ	の	-	-	-
合	計	10,001	12,236	14,246

[責任準備金]

(単位:百万円)

種目	年 度	年度		
		2005年度末	2006年度末	2007年度末
火	災	61	38	68
海	上	154	204	235
傷	害	5,217	8,322	11,169
自	車	23,453	26,500	30,039
自	損	898	1,038	1,198
そ	の	-	-	-
合	計	29,785	36,104	42,711

[責任準備金残高の内訳]

(単位:百万円)

種目	区分	2007年度末					
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火	災	65	3	0	-	-	68
海	上	229	5	1	-	-	235
傷	害	10,445	717	-	4	-	11,169
自	車	22,232	7,807	-	-	-	30,039
自	損	1,198	-	-	-	-	1,198
そ	の	-	-	-	-	-	-
合	計	34,171	8,533	2	4	-	42,711

(単位:百万円)

種目	区分	2006年度末					
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火	災	36	2	-	-	-	38
海	上	200	3	-	-	-	204
傷	害	7,807	507	6	-	-	8,322
自	車	20,227	6,272	-	-	-	26,500
自	損	1,038	-	-	-	-	1,038
そ	の	-	-	-	-	-	-
合	計	29,311	6,786	6	-	-	36,104

(注)地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しております。

責任準備金積立水準

積立方式	年 度	標準責任準備金		標準責任準備金	
		対象契約	対象外契約	標準責任準備金	標準責任準備金
積立	率	立		100.0%	100.0%

(注)1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

3.積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)

(1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

区分		2006年度末 残高	2007年度 増加額	2007年度減少額		2007年度末 残高
				目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金		-	39	-	-	39
賞与引当金	514	529	514	-	-	529
価格変動準備金	25	11	-	-	-	36

区分		2005年度末 残高	2006年度 増加額	2006年度減少額		2006年度末 残高
				目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-
賞与引当金	384	514	384	-	-	514
価格変動準備金	15	10	-	-	-	25

貸付金償却の額 該当ありません。

区分		2006年度末 残高	2007年度 増加額	2007年度 減少額	2007年度末 残高
資本金		20,000	-	-	20,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
	計	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
資本準備金及び その他資本剰余金		(資本準備金) 株式払込剰余金	20,000	-	20,000
		計	20,000	-	20,000
利益準備金及び 任意積立金		(利益準備金) (任意積立金)	-	-	-
		計	-	-	-

区分		2005年度末 残高	2006年度 増加額	2006年度 減少額	2006年度末 残高
資本金		20,000	-	-	20,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
	計	(400,000株) 20,000	(- 株) -	(- 株) -	(400,000株) 20,000
資本準備金及び その他資本剰余金		(資本準備金) 株式払込剰余金	20,000	-	20,000
		計	20,000	-	20,000
利益準備金及び 任意積立金		(利益準備金) (任意積立金)	-	-	-
		計	-	-	-

損益の明細

有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

区分	年 度	2005年度			2006年度			2007年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等	70	7	-	50	3	-	24	3	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	70	7	-	50	3	-	24	3	-	-

売買目的有価証券運用損益

該当ありません。

事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		人件費	物件費	税金	火災予防提出金および交通事故予防提出金	保険契約者保護機構に対する負担金	諸手数料及び集金費
人 件 費	3,861			4,351			4,649
物 件 費	11,228			10,582			11,927
税 金	396			400			445
火災予防提出金および交通事故予防提出金	0			0			0
保険契約者保護機構に対する負担金	14			18			20
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	780			865			922
合 計	16,282			16,219			17,965

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

有形固定資産処分損益

(単位:百万円)

区分	年 度	2005年度		2006年度		2007年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物	-	4	-	-	-	-	0
土 地	-	-	-	-	-	-	-
建 物	-	4	-	-	-	-	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	-	0	-	0	-	-	-
合 計	-	4	-	0	-	-	0

時価情報等

有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券で時価のあるもの]

(単位:百万円)

種類		2007年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	31,816	32,162	346
	外国証券	807	841	33
	小計	32,624	33,004	380
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	6,104	6,067	37
	外国証券	-	-	-
	小計	6,104	6,067	37
合計		38,729	39,072	342

(単位:百万円)

種類		2006年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	16,093	16,216	123
	外国証券	703	738	34
	小計	16,796	16,954	157
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	15,817	15,698	118
	外国証券	205	204	0
	小計	16,022	15,903	119
合計		32,819	32,857	38

[子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの] 該当ありません。

[その他有価証券で時価のあるもの]

(単位:百万円)

種類		2007年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	7,841	7,919	78
	外国証券	-	-	-
	小計	7,841	7,919	78
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	5,862	5,760	101
	外国証券	-	-	-
	小計	5,862	5,760	101
合計		13,703	13,680	23

(単位:百万円)

種類		2006年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	9,357	9,527	169
	外国証券	-	-	-
	小計	9,357	9,527	169
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	5,461	5,445	16
	外国証券	-	-	-
	小計	5,461	5,445	16
合計		14,819	14,972	153

[当期中に売却したその他有価証券]

(単位:百万円)

種類	2006年度			2007年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	2,435	50	3	1,191	24	3

[時価評価されていない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額]

2006年度末		2007年度末	
1 満期保有目的の債券 該当ありません。		1 満期保有目的の債券 該当ありません。	
2 子会社株式及び関連会社株式 該当ありません。		2 子会社株式及び関連会社株式 該当ありません。	
3 その他有価証券 その他 3,363百万円		3 その他有価証券 その他 3,828百万円	

[その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額]

(単位:百万円)

種類	2006年度末				2007年度末				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国 地 社 外 國 證 券	債 債 債 債 計	- 11,553 5,678 100 17,332	594 21,284 1,924 201 24,006	- 3,455 345 500 4,302	1,118 794 132 106 2,150	- 11,132 8,034 - 19,166	900 22,783 4,351 602 28,637	- 698 581 100 1,380	1,415 1,179 523 105 3,224

金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)

該当ありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

先物外国為替取引

該当ありません。

有価証券関連デリバティブ取引(に掲げるものを除く)

該当ありません。

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当ありません。

連結財務諸表

該当ありません。

■ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2007年4月1日から2008年3月31までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社
代表取締役社長 山本 真一

1. 私は、当社の2007年4月1日から2008年3月31までの第10期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

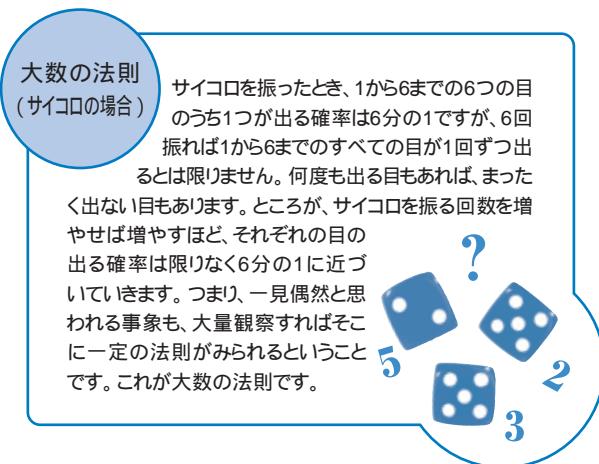
以上

保険のしくみ

損害保険制度とは

損害保険制度は、多数の人々が保険料を支払う（お金を出し合う）ことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受取る（出し合ったお金から補償を受ける）ことができるという相互扶助の精神に支えられているしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心（補償）」を得ることができます。

なお、支払う保険料は、統計学的理論「大数の法則」に基づいて算出されたりiskの大きさに応じて決められます。



保険料率について

保険料率は通常、保険金額にリスクの大きさに応じて決められた保険料率を乗じて算出されます。保険料率には「業法認可料率」と「算定会料率」の2種類がありました。1998年7月1日より算定会料率の遵守義務はなくなり、業法認可料率（保険会社独自で算出し、金融庁長官の認可等を受けて使用するもの）のみとなりました。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が万一破たんした場合、保険契約者を保護するために、損害保険契約者保護機構が設立されています。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として生命保険会社と損害保険会社それぞれに設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられているものです。

*詳しくは同機構のウェブサイト(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご参照ください。

再保険とは

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払いの可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けもらうことによってリスクを平均化・分散化し、会社経営の安定を図っています。このように、自社が保険契約で引受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引受けもらうことを「再保険」といいます。

ソニー損保における再保険の受再および出再の方針

再保険を受再する契約は、リスクの内容について十分に把握できるものに限定しています。また、再保険の出再先については、財務力が十分であり長期安定的な取引が可能である保険会社を選定しています。

*再保険リスクと対処の概要や再保険リスク管理については33ページをご参照ください。

損害保険用語の解説(50音順)

価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。資産の一定割合を積立て、株式の売買等による損失が利益を超える場合その差額を取崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めから無かったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。重要な事項について事実を偽って申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除となることがあります。

再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。

事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、国税は2007年分以後の所得税、地方税は2008年度分以後の個人住民税について、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一のこともあります。他のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払準備金、責任準備金などがあります。

支払準備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」などがあります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積保険料を控除した保険料をいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する目的でセットする特別約款(特約条項)があります。

保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

満期返戻金

積立保険(貯蓄型保険)などで、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。その金額は契約時に定められています。

免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責または免責事項といいます。保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合は補償されません。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

免責条項

損害が生じても保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

保険会社の概況および組織

経営の組織	37
株主	36
取締役及び監査役	36

保険会社の主要な業務の内容

14~26, 37, 66

保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	38, 39
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	40
・ 経常収益	
・ 経常利益または経常損失	
・ 当期純利益または当期純損失	
・ 資本金の額および発行済株式の総数	
・ 純資産額	
・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額	
・ 責任準備金残高	
・ 貸付金残高	
・ 有価証券残高	
・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	
・ 配当性向	
・ 従業員数	
・ 正味収入保険料の額	
3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標	

(1) 主要な業務の状況を示す指標

正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	41
受再正味保険料の額および支払再保険料の額	41, 42
解約返戻金の額および保険引受利益の額	42
正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	43
受再正味保険金の額および回収再保険金の額	44

(2) 保険契約に関する指標

契約者(社員)配当金の額	45
正味損害率・正味事業費率およびその合算率	43
出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	44
国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	41
出再を行った再保険者の数	45
出再保険料の上位5社の割合	45
出再保険料の格付ごとの割合	45
未収再保険金の額	44

(3) 経理に関する指標

支払備金の額および責任準備金の額	60
責任準備金積立水準	60
貸倒り引当金	61
貸倒り引当金の期末残高および期中の増減額	61
貸付金償却の額	61
資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	61

*カッコ内が法定開示項目

損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

事業費

(4) 資産運用に関する指標

資産運用の概況	46
利息配当収入の額および運用利回り	47
海外投融資残高および構成比	47
海外投融資利回り	47
商品有価証券の平均残高および売買高	57
保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	57

保有有価証券利回り	57
-----------	----

有価証券の種類別の残存期間別残高	58
------------------	----

業種別保有株式の額	58
-----------	----

貸付金の残存期間別の残高	58
--------------	----

担保別貸付金残高	58
----------	----

使途別の貸付金残高および構成比	58
-----------------	----

業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	58
----------------------------	----

規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	58
----------------------------	----

有形固定資産および有形固定資産合計の残高	59
----------------------	----

(5) 特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高	59
----------	----

特別勘定資産	59
--------	----

特別勘定の運用収支	59
-----------	----

4 責任準備金の残高の内訳

5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

保険会社の運営

1 リスク管理の体制

2 法令遵守の体制

3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

貸借対照表	50~52
-------	-------

損益計算書	53, 54
-------	--------

キャッシュ・フロー計算書	55
--------------	----

株主資本等変動計算書	54
------------	----

2 リスク管理債権

・ 破綻先債権	
---------	--

・ 延滞債権	
--------	--

・ 3ヵ月以上延滞債権	
-------------	--

・ 貸付条件緩和債権	
------------	--

・ リスク管理債権の合計額	
---------------	--

3 債務者区分に基づいて区分された債権

・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	59
---------------------	----

・ 危険債権	
--------	--

・ 要管理債権	
---------	--

・ 正常債権	
--------	--

4 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

有価証券	63
------	----

金銭の信託	64
-------	----

デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	64
--------------------------------------	----

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	64
----------------------	----

先物外貨為替取引	64
----------	----

有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	64
---------------------------------	----

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは	
--------------------------	--

有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証	
--------------------------	--

券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品	
---------------------------	--

取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同	
---------------------------	--

項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	64
-------------------------	----

6 その他

保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類	
-------------------------------	--

について会社法による会計監査人の監査を受けている旨	50
---------------------------	----

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2008

2008年7月発行

ソニー損害保険株式会社 広報部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300(代表)

<http://www.sonysonpo.co.jp/>



IS515314/ISO(JIS Q)27001

BSIマネジメントシステムジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO(JIS Q)27001の認証を取得しています。



ピューローベリタスジャパン株式会社より環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001の認証を本社事業所において取得しています。

